

## 第3回笠間市・友部町・岩間町合併協議会次第

日 時 平成17年3月12日(土)

午前 10 時から

場 所 岩間町海洋センター

(岩間町押辺2259-1)

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

#### (1) 協議事項

- 協議第18号 地方税の取扱いについて
- 協議第19号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第20号 特別職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第21号 組織及び機構の取扱いについて
- 協議第22号 使用料,手数料等の取扱いについて
- 協議第23号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第24号 補助金,交付金等の取扱いについて
- 協議第25号 各種事務事業の取扱いについて
- 協議第10号(継続)新市建設計画(案)について

#### (2) 報告事項

- 報告第11号 住民説明会の開催について
- 報告第12号 合併の期日について

### 4 その他

### 5 閉 会

# 目

# 次

## ( 1 ) 協議事項

協議第 18 号	地方税の取扱いについて	1
協議第 19 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	13
協議第 20 号	特別職の職員の身分の取扱いについて	21
協議第 21 号	組織及び機構の取扱いについて	30
協議第 22 号	使用料, 手数料等の取扱いについて	35
協議第 23 号	公共的団体等の取扱いについて	64
協議第 24 号	補助金, 交付金等の取扱いについて	73
協議第 25 号	各種事務事業の取扱いについて	82 (別冊)
協議第 10 号	(継続)新市建設計画(案)について	83 (別冊)

## ( 2 ) 報告事項

報告第 11 号	住民説明会の開催について	84
報告第 12 号	合併の期日について	86

地方税の取扱いについて

平成 17 年 3 月 12 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 ( 案 )

- ( 1 ) 3 市町で差異のない税制については，現行のとおりとする。
- ( 2 ) 法人市 ( 町 ) 民税の法人税割の税率については，合併特例法第 10 条の規定を適用し，合併が行われた年度及びこれに続く 1 年度に限り現行のとおりとし，合併の翌々年度に統一するものとする。
- ( 3 ) 都市計画税については廃止し，合併後都市計画事業の動向等を勘案し，新市において検討するものとする。
- ( 4 ) 「納期」並びに「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の弁償金」については，原則合併時に統一するものとする。

平成 17 年 3 月 12 日確認

## 参 考 ( 現 況 等 )

## 1 市町税の状況

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町							
個人市(町)民税	納税義務者	①市町の区域内に住所を有する個人		均等割+所得割							
		②市町の区域内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市町内に住所を有しない者		均等割							
	均等割税率	3,000円/年(標準税率)									
	所得割税率	(標準税率)									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税所得金額200万円以下の金額</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>課税所得金額200万円を超え700万円までの金額</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>課税所得金額700万円を超える金額</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>		課税所得金額	税 率	課税所得金額200万円以下の金額	100分の3	課税所得金額200万円を超え700万円までの金額	100分の8	課税所得金額700万円を超える金額	100分の10
課税所得金額	税 率										
課税所得金額200万円以下の金額	100分の3										
課税所得金額200万円を超え700万円までの金額	100分の8										
課税所得金額700万円を超える金額	100分の10										
普通徴収納期											
(第1期)	6月21日~ 6月30日	6月 1日~ 6月30日	6月 1日~ 6月30日								
(第2期)	8月21日~ 8月31日	8月 1日~ 8月31日	8月 1日~ 8月31日								
(第3期)	10月21日~ 10月31日	10月 1日~ 10月31日	10月 1日~ 10月31日								
(第4期)	1月21日~ 1月31日	1月 1日~ 1月31日	1月 1日~ 1月31日								

参 考 ( 現 況 等 )

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町
法人市(町)民税	納税義務者	①市町の区域内に事務所又は事業所を有する法人 ②市町の区域内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で市町内に事務所、事業所を有しない者及び市町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの		均等割＋所得割  均等割
	均等割税率	(標準税率)		
		資本金額	従業員数	税 率
				笠間市 友部町 岩間町
		50億円超	50人超	年額 300万円
	10億円超50億円以下	50人超	年額 175万円	
		50人以下	年額 41万円	
	1億円超10億円以下	50人超	年額 40万円	
		50人以下	年額 16万円	
	1千万円超1億円以下	50人超	年額 15万円	
		50人以下	年額 13万円	
	1千万円以下	50人超	年額 12万円	
		50人以下	年額 5万円	
	法人税割税率	100分の14.7 (超過税率)	100分の12.3 (標準税率)	100分の12.3 (標準税率)
	納 期	地方税法321条の8に規定する納期限		

参 考 ( 現 況 等 )

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町
固定資産税	納税義務者	固定資産（土地，家屋，償却資産）の所有者		
	税 率	100分の1.4（標準税率）		
	納 期			
	（第1期）	4月21日～ 4月30日	4月 1日～ 4月30日	4月 1日～ 4月30日
	（第2期）	7月21日～ 7月31日	7月 1日～ 7月31日	7月 1日～ 7月31日
（第3期）	12月21日～12月25日	12月 1日～12月25日	12月 1日～12月25日	
（第4期）	2月21日～ 2月末日	2月 1日～ 2月末日	2月 1日～ 2月末日	

参 考 ( 現 況 等 )

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町		
軽自動車税	納税義務者	軽自動車の所有者又は使用者				
	税 率	(標準税率)				
		区 分	種 別		年 額	
		原動機付自転車	総排気量0.05ℓ以下又は定格出力0.6KW以下		1,000円	
			2輪のもので総排気量0.05ℓ超0.09ℓ以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下		1,200円	
			2輪のもので総排気量0.09ℓ超又は定格出力0.8KW超		1,600円	
			3輪以上のもので総排気量0.02ℓ超又は定格出力0.25KW超		2,500円	
		二輪の小型自動車			4,000円	
		小型特殊自動車	農耕作業用	二輪のもの		1,600円
				四輪のもの	総排気量1ℓ以下	2,400円
					総排気量1ℓ超	3,100円
		その他のもの			4,700円	
		軽自動車	2輪のもの(側車付も含む)			2,400円
	3輪のもの			3,100円		
4輪以上のもの	貨物のもの		営業用	3,000円		
			自家用	4,000円		
	乗用のもの		営業用	5,500円		
		自家用	7,200円			
納 期	5月21日～5月31日	5月12日～5月31日	5月1日～5月31日			
原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の弁償金	200円	100円	300円			

参 考 ( 現 況 等 )

税目	項目	笠間市	友部町	岩間町
市町村たばこ税	納税義務者	製造たばこの製造者，特定販売業者又は卸売販売業者		
	税 率	1, 000本につき2, 977円 旧3級品の喫煙用の紙巻たばこは1, 000本につき1, 412円		
	納 期	毎月末日（前月の初日から末日までの分）を申告納付		
特別土地保有税	納税義務者	土地の所有者又は取得者（土地の所有については取得後10年以上を経過したものを除く。）		
	税 率	（保有分）100分の1.4 （取得分）100分の3 ※平成15年度から新たな課税は行わない。（課税停止）		
	課税標準	土地の取得価格		
	免税点	5, 000㎡未満		

税目	項目	笠間市
都市計画税	納税義務者	都市計画区域のうち用途区域内に所在する土地及び家屋の所有者
	税 率	100分の0.3
	課税標準	固定資産の価格（土地・家屋）
	納 期	（第1期） 4月21日～ 4月30日 （第2期） 7月21日～ 7月31日 （第3期） 12月21日～ 12月25日 （第4期） 2月21日～ 2月 末日

## 参 考 ( 現 況 等 )

### 2 関係法令 ( 抜粋 )

#### ( 1 ) 地方税法

##### ( 法人税割の税率 )

第 3 1 4 条の 6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

##### ( 法人等の市町村民税の申告納付 )

第 3 2 1 条の 8 法人税法第 7 1 条第 1 項 ( 同法第 7 2 条第 1 項 の規定が適用される場合及び同法第 1 4 5 条 においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。 ) 、第 7 4 条第 1 項 ( 同法第 1 4 5 条 において準用する場合を含む。以下第 6 項、第 1 1 項、第 1 9 項及び第 3 0 項から第 3 3 項までを除き、本節において同じ。 ) 、第 8 2 条の 8 第 1 項 ( 同法第 1 4 5 条の 8 において準用する場合を含む。以下本節において同じ。 ) 、第 8 2 条の 1 0 第 1 項 ( 同法第 1 4 5 条の 8 において準用する場合を含む。以下本節において同じ。 ) 、第 8 8 条 ( 同法第 1 4 5 条の 1 2 において準用する場合を含む。以下本項において同じ。 ) 又は第 8 9 条 ( 同法第 1 4 5 条の 1 2 において準用する場合を含む。 ) の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額 ( 同法第 7 1 条第 1 項 ( 同法第 7 2 条第 1 項 の規定が適用される場合を除く。 ) 、同法第 8 2 条の 8 第 1 項 又は第 8 8 条の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人 ( 以下本条及び第 3 2 1 条の 1 3 第 1 項において「予定申告法人」という。 ) にあつては、前事業年度 ( 連結事業年度に該当する期間を除く。 ) 若しくは前計算期間の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額 ( 第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項において「予定申告に係る法人税割額」という。 ) ) 、同法第 7 1 条第 1 項 又は第 7 4 条第 1 項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書 ( 以下本項において「法人の市町村民税の申告書」という。 ) をその法人税額の課税標準の算定期間 ( 同法第 7 1 条第 1 項 、第 8 2 条の 8 第 1 項 又は第 8 8 条の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度 ( 連結事業年度に該当する期間を除く。以下本節において同じ。 ) 又は計算期間の開始の日から 6 月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。 ) 中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村民長に提出し、及びその申告した市町村民税額 ( 当該市町村民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額 ) を納付しなければならない。この場合において、同法第 7 1 条第 1 項 又は第 8 2 条の 8 第 1 項 の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第 3 8 項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村民長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法

## 参 考 ( 現 況 等 )

人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

(都市計画税の課税客体等)

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下本項において「都市計画区域」という。）のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域（同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。）において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第349条の3第9項から第11項まで、第25項から第30項まで、第32項から第34項まで、第36項、第39項又は第40項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の非課税の範囲)

第702条の2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特別区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第348条第2項から第5項まで若しくは第7項又は第351条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

(住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例)

第702条の3 第349条の3の2第1項又は第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

2 第349条の3の2第2項の規定又は第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準とな

参 考 ( 現 況 等 )

るべき価格の3分の1の額とする。

(都市計画税の税率)

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

(都市計画税の賦課期日)

第702条の6 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(都市計画税の納期)

第702条の7 都市計画税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 都市計画税額(次条第1項前段の規定によって固定資産税をあわせて徴収する場合にあっては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

(都市計画税の賦課徴収等)

第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第17条の4の規定に基く還付加算金、第365条第2項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第368条若しくは第369条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によって当該各条の規定を適用するものとする。

2 都市計画税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴の例によるものとする。

3 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

4 第1項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を都市計画税及び固定資産税の額にあん分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとする。

5 第1項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該都市計画税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。

参 考 ( 現 況 等 )

- 6 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が当該固定資産税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る都市計画税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。
- 7 第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によって固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。
- 8 第358条、第374条及び第375条の規定は、第1項の規定によって固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う都市計画税について準用する。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2～3 略

参 考 ( 現 況 等 )

3 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年2月 1日	城里町 (23,007人)	常北町 桂村 七会村	<p>(1) 個人町村民税, 法人町村民税, 軽自動車税, 町村たばこ税, 固定資産税については, 1町2村に相違がないため(標準税率)合併時に統一する。</p> <p>(2) 軽自動車税の減免登録車両の取扱いについては, 現行のとおりとする。</p> <p>(3) 固定資産税に関し, 過疎地域自立促進特別措置法及び農村地域工業等導入促進法に基づく課税免除については, 現行のとおりとし, 産業活動の活性化及び雇用機会のための特別措置については, 合併時に桂村の制度に統一する。</p> <p>(4) 税の納期については, 合併時に七会村の制度に統一する。ただし, 個人町村民税の第4期の納期については, 1月21日から1月31日までとする。</p> <p>(5) 鉱産税については, 合併時に廃止する。</p> <p>(6) 入湯税については, 現行のとおりとする。</p>
平成17年3月22日	坂東市 (58,673人)	岩井市 猿島町	<p>1 1市1町で差異のある税制については, 原則合併時に統一するものとする。</p> <p>2 法人市民税の法人税割の税率については, 14.7%とするものとする。ただし, 市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し, 合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとする。</p> <p>3 都市計画税については, 合併時に岩井市の制度に統一する。ただし, 猿島町においては, 市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し, 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について課税を免除するものとする。</p>
	稲敷市 (51,284人)	江戸崎町 新利根町 桜川村 東 町	<p>(1) 個人町村民税, 法人町村民税, 固定資産税, 町村たばこ税については, 現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 軽自動車税については税率について東町の例により, 現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 特別土地保有税については江戸崎町・桜川村の例により, 現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>

参 考 ( 現 況 等 )

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年3月28日	筑西町 (116,120人)	下館市 関城町 明野町 協和町	<p>① 個人住民税の税率については、標準税率とする。</p> <p>② 法人住民税の税率については、均等割を標準税率の1.2倍とし、法人税割を14.7%とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、平成17年度までは、現行のとおりとする。</p> <p>③ 固定資産税については、現行のとおりとする。</p> <p>④ 軽自動車税については、現行のとおりとする。</p> <p>⑤ 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>⑥ 入湯税については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>⑦ 都市計画税の税率については、0.3パーセントとする。ただし、関城町、明野町及び協和町については、合併特例法第10条の規定を適用し、平成21年度までは課税を免除する。</p> <p>なお、不均一課税適用期間後（平成22年度以降）の税率については、都市計画事業の動向等を勘案し、新市において検討するものとする。</p> <p>⑧ 各税目の納期及び減免については、合併時までに調整するものとする。</p>

協議第19号

一般職の職員の身分の取扱いについて

平成17年3月12日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

- (1) 3市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引継ぎ、職名、任用要件及び給与については、人事管理、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

平成17年3月12日確認

## 参 考 ( 現 況 等 )

## 1 職員の定数及び現員数

(単位:人 平成16年4月1日現在)

部局名	笠間市		友部町		岩間町		計	
	定数	現数	定数	現数	定数	現数	定数	現数
市・町長の事務部局の職員	215	212	190	184	125	110	530	506
議会の事務部局の職員	5	5	4	3	3	3	12	11
教育委員会所管に属する職員	63	62	71	51	37	26	171	139
農業委員会の事務部局の職員	3	3	3	3	4	4	10	10
公平委員会の事務部局の職員	3 (兼務)	3 (兼務)					3 (兼務)	3 (兼務)
監査委員の事務部局の職員	2 (内1人兼務)	2 (内1人兼務)					2 (内1人兼務)	2 (内1人兼務)
選挙管理委員会の事務部局の職員	20 (兼務)	20 (兼務)					20 (兼務)	20 (兼務)
企業部局の職員 (友部町は水道事業, 岩間町は地方公営企業)	9	9	16	11	10	6	35	26
友部町国保病院の職員			41	23			41	23
計	320 (内24人兼務)	316 (内24人兼務)	325	275	179	149	824 (内24人兼務)	740 (内24人兼務)

\* 現数には, 他の地方公共団体及び公益法人等への派遣職員を含み, 教育長及び他の地方公共団体からの派遣職員は含まない。

参 考 ( 現 況 等 )

2 部門別職員数

( 単位 : 人 平成 1 6 年 4 月 1 日 現在 )

		笠間市	友部町	岩間町	計		
一 般 行 政	議 会	5	3	3	1 1		
	総 務	5 9	5 6	3 7	1 5 2		
		総務一般	3 3	3 8	1 8	8 9	
		企画開発	6	4	7	1 7	
		住民関連	2 0	1 4	1 2	4 6	
		税 務	1 8	1 6	1 1	4 5	
		民 生	4 4	2 7	8	7 9	
		衛 生	2 3	1 8	9	5 0	
			衛 生	1 1	1 8	9	3 8
			公 害	8	0	0	8
			環境保全	4	0	0	4
		労 働	0	0	0	0	
		農 林	1 8	1 8	1 1	4 7	
			農 業	1 8	1 8	1 0	4 6
			林 業	0	0	1	1
		商 工	1 0	2	3	1 5	
			商 工	4	1	1	6
			観 光	6	1	2	9
		土 木	2 2	3 2	1 5	6 9	
			土 木	1 2	2 2	1 0	4 4
			建 築	4	0	0	4
			都市計画	6	1 0	5	2 1
		計	1 9 9	1 7 2	9 7	4 6 8	

		笠間市	友部町	岩間町	計	
特 別 行 政	教育	6 2	5 1	2 6	1 3 9	
		教育一般	6	7	4	1 7
		社会教育	1 9	1 8	8	4 5
		保健体育	2 2	0	1 0	3 2
		義務教育	5	2 6	4	3 5
		幼 稚 園	1 0	0	0	1 0
		計	6 2	5 1	2 6	1 3 9
普通会計 計		2 6 1	2 2 3	1 2 3	6 0 7	
公 営 企 業 等	病 院	0	2 3	0	2 3	
	水 道	9	1 1	6	2 6	
	下水道	3	7	1 0	2 0	
	その他	1 9	1 1	1 0	4 0	
公営企業等会計 計		3 1	5 2	2 6	1 0 9	
合計		2 9 2	2 7 5	1 4 9	7 1 6	

\* 下水道欄には、友部・笠間広域下水道組合派遣職員及び岩間町公共下水道事業担当職員を含む。

参 考 ( 現 況 等 )

3 給料

		笠間市	友部町	岩間町
給料表	一般行政職	8 級制	8 級制	8 級制
	技能労務職	6 級制	6 級制	4 級制
	医療職 (一)		3 級制	
	医療職 (二)		6 級制	
	医療職 (三)		5 級制	
	教育職	3 級制		
給料支給日		毎月 21 日	毎月 21 日	毎月 21 日
初任給 (一般行政職)	大学卒	2 級 2 号給 170,700 円	2 級 3 号給 177,400 円	2 級 2 号給 170,700 円
	短大卒	1 級 5 号給 148,500 円	1 級 6 号給 154,300 円	1 級 5 号給 148,500 円
	高校卒	1 級 3 号給 138,800 円	1 級 4 号給 143,300 円	1 級 3 号給 138,800 円
職員 1 人あ たりの給与 (一般行政職)	平均給料月額	339,804 円	325,184 円	353,187 円
	平均給与月額	362,857 円	351,816 円	370,535 円
	平均年齢	43 歳	39 歳	42.5 歳

参 考 ( 現 況 等 )

		笠間市	友部町	岩間町
級別職務分類 (一般行政職)	1級	主事補, 技師補	主事補, 技師補, 保育士	主事補
	2級	主事, 技師	主事, 技師, 保育士, 保健師	主事
	3級	困難な業務を処理する主事・技師・保育士等	主事, 技師, 保育士, 保健師	主事
	4級	主査, 技査	主幹, 技幹, 保育士, 保健師	主任
	5級	1 係長, 主任保育士 2 困難な業務を処理する主査・技査	係長, 主任, 主幹, 技幹, 保育士 保健師	係長, 主幹
	6級	1 課長補佐 2 施設長, 室長 3 主幹, 技幹, 困難な業務を処理する係長・主任保育士	1 農業委員会事務局長, 保育所長, 中央公民館長, 図書館長 2 課長補佐, 次長, 主査, 技査 3 高度な知識を有する係長, 主任, 主幹, 技幹	課長補佐, 主査, 副参事
	7級	1 課長 2 副参事	1 課長, 参事, 議会事務局長, 国保病院事務局長 2 農業委員会事務局長, 保育所長, 中央公民館長, 図書館長 3 高度な知識を有する課長補佐・次長, 主査, 技査	課長, 参事
	8級	1 部長 2 参事	1 部長, 町長公室長, 教育次長 2 課長, 参事, 議会事務局長, 国保病院事務局長	課長, 参事

参 考 ( 現 況 等 )

5 関係法令 ( 抜粋 )

( 1 ) 地方公務員法

( 一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員 )

第 3 条 地方公務員 ( 地方公共団体及び特定地方独立行政法人 ( 地方独立行政法人法 ( 平成 1 5 年法律第 1 1 8 号 ) 第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。 ) のすべての公務員をいう。以下同じ。 ) の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

( 1 ) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

( 1 ) の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

( 1 ) の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

( 2 ) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会 ( 審議会その他これに準ずるものを含む。 ) の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

( 2 ) の 2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

( 3 ) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

( 4 ) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

( 5 ) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

( 6 ) 特定地方独立行政法人の役員

( 分限及び懲戒の基準 )

第 2 7 条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

( 降任、免職、休職等 )

第 2 8 条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

( 1 ) 勤務実績が良くない場合

( 2 ) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

( 3 ) 前 2 号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

( 4 ) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、上の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

参 考 ( 現 況 等 )

( 1 ) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

( 2 ) 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第 1 6 条各号 ( 第 3 号を除く。 ) の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

( 2 ) 市町村の合併の特例に関する法律

( 職員の身分取扱い )

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

6 先進地事例

合併 ( 予定 ) 年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成 1 7 年 2 月 1 日	城 里 町 ( 23,007 人 )	常 北 町 桂 村 七 会 村	1 常北町、桂村、七会村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新町において類似団体を参考にして、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時までに統一を図るものとする。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し合併時までに統一を図る。
平成 1 7 年 3 月 2 2 日	坂 東 市 ( 58,673 人 )	岩 井 市 猿 島 町	1 市 1 町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図るものとする。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図るものとする。

参 考 ( 現 況 等 )

合併(予定)年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成17年3月22日	稲敷市 (51,284人)	江戸崎町 新利根町 桜川村 東町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 江戸崎町,新利根町,桜川村及び東町の一般職の職員は,新市の職員として引き継ぐものとする。</li> <li>2 職員数については,新市において定員適正化計画を策定し,定員管理の適正化に努めるものとする。</li> <li>3 職名については,合併時に調整し統一を図るものとする。</li> <li>4 給与,任用,配置その他の身分の取扱いについては,調整し統一を図るものとする。</li> </ol>
平成17年3月28日	筑西市 (116,120人)	下館市 関城町 明野町 協和町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 4市町の職員は,すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</li> <li>2 職員数については,新市において定員適正化計画を策定し,定員管理の適正化に努めるものとする。</li> <li>3 職員の職名及び任用要件については,人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し,統一を図るものとする。</li> <li>4 給与については,職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し,統一を図る。</li> </ol>
平成17年3月28日	かすみがうら市 (45,229人)	霞ヶ浦町 千代田町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両町の一般職の職員は,すべて新市の職員として引き継ぐ。</li> <li>2 職員数については,合併時まで定員適正化計画を策定し,定員管理の適正化に努める。</li> <li>3 職員の職名及び任用要件については,人事管理及び職員の適正化の観点から調整し統一を図る。</li> <li>4 給与については,職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</li> </ol>



協議第20号

特別職の職員の身分の取扱いについて

平成17年3月12日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）
<p>(1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお、法令等に定めがない場合は、新市において新たに設置するものとする。</p> <p>(2) 特別職の職員の給料及び報酬については、類似団体の特別職の職員の給料及び報酬額を参考に調整するものとする。</p>

平成17年3月12日確認

## 参 考 ( 現 況 等 )

## 1 常勤の特別職等の状況

区 分	笠 間 市		友 部 町		岩 間 町		根拠法令
	現員	任期・給料月額	現員	任期・給料月額	現員	任期・給料月額	
市町長	1人	平成14年 5月29日～ 平成18年 5月28日	1人	平成14年 4月24日～ 平成18年 4月23日	1人	平成14年 3月20日～ 平成18年 3月19日	地方自治法第139条 地方自治法施行令第 1条の2
		850,000円		860,000円		819,000円	
助役	1人	平成13年10月 1日～ 平成17年 9月30日	1人	平成14年 4月15日～ 平成18年 4月14日		637,000円	地方自治法第161条
		650,000円		661,000円			
収入役					1人	平成14年 4月23日～ 平成18年 4月22日	地方自治法第168条
		620,000円		621,000円		602,000円	
教育長	1人	平成15年 1月22日～ 平成19年 1月21日	1人	平成16年11月 1日～ 平成20年10月31日	1人	平成14年10月 1日～ 平成18年 9月30日	地教法第16条 地教法令第19条
		620,000円		595,000円		585,000円	

## 2 議会議員の状況

区 分		笠間市	友部町	岩間町
報 酬(月額)	議 長	410,000円	381,000円	334,000円
	副議長	380,000円	348,000円	312,000円
	議 員	360,000円	333,000円	300,000円

参 考 ( 現 況 等 )

3 各種行政委員会及び監査委員の状況

区 分	任期	笠間市			友部町			岩間町			根拠法令
		委員数及び報酬			委員数及び報酬			委員数及び報酬			
教育委員会	4年	委員長	1人	月額 45,000 円	1人	月額 32,000 円	1人	月額 26,000 円	地教法第 2 条 地教法令第 18 条		
		委員	4人	月額 40,000 円	4人	月額 29,000 円	4人	月額 24,000 円			
選挙管理委員会	4年	委員長	1人	日額 7,000 円	1人	日額 10,000 円	1人	日額 10,000 円	地方自治法第 181 条 地方自治法施行令第 4 条		
		委員	3人	日額 6,500 円	3人	日額 8,200 円	3人	日額 8,200 円			
公平委員会	4年	笠間市, 西茨城郡公平委員会 ( 笠間市及び西茨城郡内の市町並びに一部事務組合で設置 )							地方公務員法第 7 条 地方自治法施行令第 4 条		
監査委員	4年	識見委員	1人	月額 40,000 円	1人	日額 9,800 円	1人	日額 8,300 円	地方自治法第 195 条		
		議会選出	1人	月額 32,000 円	1人	日額 8,700 円	1人	日額 7,100 円			
農業委員会	3年	会長	1人	年額 410,000 円	1人	月額 45,000 円	1人	月額 40,000 円	農業委員会等に関する法律第 3 条		
		会長代理	1人	年額 380,000 円	1人	月額 42,000 円	1人	月額 37,000 円			
		委員	13人	年額 360,000 円	16人	月額 39,000 円	16人	月額 35,000 円			
固定資産 評価審査 委員会	3年	委員長	1人	日額 6,000 円	1人	日額 6,600 円	1人	日額 5,000 円	地方税法第 423 条		
		委員	2人	日額 5,500 円	2人	日額 6,600 円	2人	日額 5,000 円			

\* 農業委員会の委員数は選挙による委員の定数。

参 考 ( 現 況 等 )

4 主なその他の非常勤の特別職

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
投票管理者	投票所の投票管理者	投票所の投票管理者
投票立会人	投票所の投票立会人	投票所の投票立会人
期日前投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者
期日前投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人
開票管理者	開票管理者	開票管理者
開票立会人	開票立会人	開票立会人
選挙長	選挙長	選挙長
選挙立会人	選挙立会人	選挙立会人
特別職報酬等審議会の委員	男女共同参画プラン策定委員	情報公開審査会委員
男女共同参画審議会の委員	情報公開等審査委員	政治倫理審査会委員
笠間市情報公開審査会の委員	民生委員推せん会の委員	民生委員推薦会委員
笠間市個人情報保護審査会の委員	国民健康保険運営協議会の委員	国民健康保険運営協議会委員
笠間市政治倫理審査会の委員	区長	社会教育委員
固定資産評価員	社会教育委員	公民館運営審議会委員
市民栄誉賞審査委員会の委員	公民館運営審議会委員	体育指導委員
補助金等検討委員会の委員	体育指導委員	スポーツ振興審議会委員
民生委員推薦会の委員	スポーツ振興審議会委員	公民館部長
国民健康保険運営協議会の委員	友部町図書館協議会委員	公民館副部長
区長	防災会議の委員	防災会議委員
社会教育委員	町医	町医
公民館運営審議会の委員	学校医	学校医
体育指導委員	学校歯科医	学校歯科医
スポーツ振興審議会委員	学校薬剤師	学校薬剤師

参 考 ( 現 況 等 )

図書館協議会委員  
 地区の公民館長  
 地区の公民館主事  
 防災会議委員  
 消防団審議会委員  
 市嘱託医  
 学校嘱託医（内科）  
 （歯科）  
 学校薬剤師  
 幼稚園嘱託医（内科）  
 （歯科）  
 幼稚園薬剤師  
 保育所嘱託医  
 福祉事務所嘱託医  
 介護保険指定医  
 笠間地方介護認定審査会の委員  
 保健センター嘱託医  
 訪問歯科保健推進協議会委員  
 青少年センター相談員  
 産業医  
 水道料金審議会の委員  
 都市計画審議会の委員  
 家庭児童相談員  
 農政問題協議会委員  
 文化財保護審議会委員

介護認定審査会委員  
 青少年相談員  
 水道運営審議会の委員  
 友部町都市計画審議会委員  
 文化財保護審議会委員  
 障害児就学指導委員会委員  
 障害児就学指導委員会委員  
 友部町農業後継者結婚相談員  
 水質監視員  
 社会教育指導員  
 友部町健康推進員  
 徴収嘱託員  
 環境審議会委員  
 交通安全指導員  
 総合計画審議会の委員  
 区画整理審議会の委員  
 区画整理審議会評価員  
 歴史民俗資料館副館長  
 スポーツ推進員  
 青少年問題協議会  
 自治金融審査委員  
 病虫害防除指導員  
 交通安全対策協議会の委員  
 統計調査員  
 ホームヘルパー

予防接種嘱託医  
 老人保健事業嘱託医  
 母子保健事業嘱託医  
 学校検診嘱託医  
 学校衛生検査薬剤師  
 青少年相談員  
 水道建設及び運営審議会委員  
 都市計画審議会委員  
 農政活動推進本部員  
 文化財保護審議会委員  
 障害児就学指導委員会委員  
 障害児就学指導調査員  
 結婚相談員  
 水質浄化監視員  
 幼児施設設置協議会委員  
 社会教育指導員  
 予防接種健康被害調査委員  
 健康づくり推進委員  
 行政改革懇談会委員  
 英語指導助手  
 徴収嘱託員  
 交通安全指導隊員  
 総合計画審議会委員  
 青少年問題協議会委員  
 自治金融審査委員

参 考 ( 現 況 等 )

<p>障害児就学指導委員          障害児就学指導調査委員          結婚相談員          特別土地保有税審議会の委員          水質監視員          笠間市立小・中学校通学区域審議会委員          笠間市幼児施設設置協議会委員          社会教育指導員          教育相談員          学校評議員          笠間市予防接種健康被害調査委員会委員          笠間市健康づくり推進協議会委員          行政改革推進委員          外国語指導助手          教科指導補助員          適応指導教室指導員          笠間市税徴収指導員          笠間市税等徴収嘱託員          笠間市環境審議会委員          エコフロンティアかさま監視委員会委員          人権教育推進協議会委員          笠間市交通安全指導員          総合計画審議会の委員          消防団長 等</p>	<p>林政指導員          町史編さん専門委員          町史編さん監修者          納税組合長          農業生産班長          社会人 TT 非常勤講師          友部学実践パブリックコメント検討委員          老人ホーム入所判定委員          次世代育成支援行動計画策定委員          子育て支援事業協力員          交通安全推進員          心の教室相談員          健康推進員          体験活動ボランティアコーディネーター          地域教育力・体験活動推進協議会委員          消防団長 等</p>	<p>病虫害防除指導員          交通安全対策審議会の委員          統計調査員          町史編さん専門委員          町史編さん専門調査員          町史編さん委員          教育施設整備委員          生産組合長          工業開発審議会委員          行財政審議会委員          学校給食センター運営委員          下水道審議会委員          国庫補助事業再評価委員          ゴルフ場対策協議会委員          農業振興地域整備促進協議会委員          社会教育推進員          体力づくり推進委員          生涯学習推進委員          消防団長 等</p>
---	--	---

参 考 ( 現 況 等 )

5 常勤特別職及び主な非常勤特別職の取扱い（新設合併の場合）

区 分	新市発足により各特別職は失職 (平成18年3月)	新市長の誕生 (50日以内に選挙)	新市長招集による最初の議会 最初の議会
市町村長	市長職務執行者 (3市町の長が協議により定める)	新市長 任期：4年	
助役	助役不在期間		長が議会の同意を得て選任 任期：4年
収入役	収入役職務代理者		長が議会の同意を得て選任 任期：4年
教育委員会委員	【暫定教育委員会】 市長職務執行者が3市町の委員であった者から5人を選任(教育委員長,教育長の互選)		長が議会の同意を得て任命 定員：5人,任期：2人が4年,1人が3年,1人が2年,1人が1年 委員長は委員のうちから選挙 教育長は委員のうちから任命
選挙管理委員会委員	【暫定選挙管理委員会】 3市町の委員であった者の互選により選任 (委員長は委員の中から選挙)		議会において選挙 定員4人,任期4年 委員長は委員のうちから選挙
公平委員会委員	公平委員会委員不在期間		長が議会の同意を得て任命 任期：4年
監査委員	監査委員不在期間		識見者：議会の同意を得て選任 議会選出：議員のうちから選任 任期：4年

参 考 ( 現 況 等 )

農業委員会委員		別途「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」において協議		
固定資産評価審査委員会委員		【暫定固定資産評価審査委員会】 市長職務執行者が3市町の委員であった者から選任	新委員が議会で同意されるまでの間、新市長が選任	条例で委員数を定め議会の同意を得て選任

6 関係法令（抜粋）

(1) 公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 1～2 省略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(2) 地方自治法施行令

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第一項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

参 考 ( 現 況 等 )

7 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 定 内 容
平成17年2月1日	城 里 町 (23,007人)	常 北 町 桂 村 七 会 村	(1) 常勤の特別職の身分の取扱いについては、1町2村の長が別に協議して定める。 (2) 非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、合併時まで調整を行なうものとし、新町において新たに委嘱する。
平成17年3月22日	坂 東 市 (58,673人)	岩 井 市 猿 島 町	(1) 特別職の職員の設置、人数、任用については、法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置するものとする。 (2) 特別職の職員の報酬については、類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整するものとする。
	稲 敷 市 (51,284人)	江 戸 崎 町 新 利 根 町 桜 川 村 東 町	特別職の身分の取扱いについては、4町村の長が別に協議して定めるものとする。
平成17年3月28日	筑 西 市 (116,120人)	下 館 市 関 城 町 明 野 町 協 和 町	(1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置するものとする。 (2) 特別職の職員の報酬については、類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整するものとする。

組織及び機構の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 1 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

- ( 1 ) 新市の組織及び機構については、効果的・効率的な行政運営の推進と指揮命令系統や責任の所在の明確化を基本に、合併時までに調整するものとする。
- ( 2 ) 現在の笠間市役所及び岩間町役場の各支所には、新市全体の行政サービスの維持・向上を図るため、総合的な機能を持つ組織機構を配置するものとする。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日確認

参 考 ( 現 況 等 )

1 3 市町の組織機構

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<p>&lt; 市長 &gt;      &lt; 助役 &gt;</p> <p>    総務部            秘書企画課                          総務課                          税務課</p> <p>    民生部            総合窓口課                          環境課                          福祉事務所</p> <p>    産業建設部        農政課                          商工観光課                          都市建設課</p> <p>&lt; 収入役 &gt;        出納室</p> <p>&lt; 水道事業管理者 &gt; 水道課</p> <p>&lt; 教育長 &gt;</p> <p>    教育次長        学務課                          生涯学習課</p> <p>&lt; 議会 &gt;            議会事務局</p> <p>&lt; 行政委員会 &gt;</p> <p>                         農業委員会事務局                          選挙管理委員会事務局                          監査委員事務局                          固定資産評価審査委員会事務局 笠間市，西茨城郡公平委員会事務局                          介護認定審査会事務局</p> <p>組織例...    部    課    グループ</p>	<p>&lt; 町長 &gt;      &lt; 助役 &gt;</p> <p>    町長公室        秘書課                          企画課</p> <p>    総務部            総務課                          税務課                          住民課</p> <p>    福祉部            福祉課                          健康増進課                          国保年金課</p> <p>    経済環境部        産業振興課                          農村整備課                          生活環境課</p> <p>    都市建設部        建設課                          都市計画課</p> <p>&lt; 収入役 &gt;        会計課</p> <p>&lt; 国保病院長 &gt;    事務局                          医務局                          看護局</p> <p>&lt; 水道事業管理者 &gt; 水道課</p> <p>&lt; 教育長 &gt;</p> <p>    教育次長        学校教育課                          生涯学習課</p> <p>&lt; 議会 &gt;            議会事務局</p> <p>&lt; 行政委員会 &gt;</p> <p>                         農業委員会事務局                          選挙管理委員会事務局                          監査委員事務局                          固定資産評価審査委員会事務局</p> <p>組織例...    部    課    係</p>	<p>&lt; 町長 &gt;      &lt; 助役 &gt;</p> <p>                         総務課                          秘書企画課                          税務課</p> <p>                         住民課                          地域整備課                          保健福祉課</p> <p>                         産業振興課                          建設課                          下水道課</p> <p>&lt; 収入役 &gt;        会計課</p> <p>&lt; 水道事業管理者 &gt; 水道課</p> <p>&lt; 教育長 &gt;</p> <p>                         学校教育課                          生涯学習課</p> <p>&lt; 議会 &gt;            議会事務局</p> <p>&lt; 行政委員会 &gt;</p> <p>                         農業委員会事務局                          選挙管理委員会事務局                          監査委員事務局                          固定資産評価審査委員会事務局</p> <p>組織例...    課    係</p>

参 考 ( 現 況 等 )

2 関係法令(抜粋)

(1) 地方自治法

(地方公共団体の法人格及びその事務)

第2条 1～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(執行機関の組織の原則)

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 略

(委員会、委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

(内部組織の設置)

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

参 考 ( 現 況 等 )

3 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年2月1日	城里町 (23,007人)	常北町 桂会村 七会村	(1)新町の組織及び機構については、簡素で効率的な運営、指揮命令系統や責任の所存の明確化を基本に、合併時までに調整する。 なお、合併後は、行政改革の視点で常にその組織機構を見直し効率化に努め、規模や配置等の適正化を図るものとする。 (2)現在の桂村役場及び七会村役場は、支所として存続させるものとする。また、支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたさないよう窓口業務を中心に必要な機能を確保できるよう配慮し、段階的に見直しを行うものとする
平成17年3月22日	坂東市 (58,673人)	岩井市 猿島町	当面は、現行の岩井庁舎・猿島庁舎を有効に活用する分庁方式とし、庁舎ごとに部門(部課)を分散配置するものとする。 各庁舎には、住民サービスの利便性の一層の向上を図れるような窓口センター及び必要に応じた現地担当組織を配置するものとする。
	稲敷市 (51,284人)	江戸崎町 新利根町 桜川村 東村	(1)簡素で効率的な組織・機構とし、管理部門や住民サービスの低下を招かない部門については、統合を図るものとする。 (2)住民に密着した行政サービス部門や、各地域における発展を推進・管理する事業部門を各庁舎に残すものとする。 (3)合併時においては、現在の4町村の各庁舎を有効活用した組織・機構とする。 (4)新市の組織・機構については、合併後3年を目途に調整を行うものとする。
平成17年3月28日	筑西市 (116,120人)	下館市 関城町 明野町 協和町	現下館市役所を本庁舎とし、指揮命令系統を明確化し、かつ、簡素で効率的な組織・機構とするため、できる限り行政機能を集約するものとする。 また、現関城町役場、現明野町役場及び現協和町役場については、住民サービスの低下を招かないために、支所機能を有する組織・機構とする。 現下館市川島支所については、出張所とする。 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。

参 考 ( 現 況 等 )

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年3月28日	かすみがうら市 (45,229人)	霞ヶ浦町 千代田町	<p>新市の組織機構については、次の事項を基本に合併時まで調整する。</p> <p>ア 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構</p> <p>イ 簡素で効率的な組織機構</p> <p>ウ 住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構</p> <p>エ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p>オ 新たな行政課題に的確に対応できる組織機構</p> <p>庁舎の活用については、次のとおりとする。</p> <p>ア 庁舎の呼称については、現在の霞ヶ浦町役場を霞ヶ浦庁舎、千代田町役場を千代田庁舎とする。</p> <p>イ 千代田庁舎に管理部門を置き、他の部門については、庁舎の規模を勘案し配置する。</p> <p>ウ 霞ヶ浦町西部出張所及び千代田町南部出張所は、それぞれ出張所として新市に引き継ぐ。</p>



使用料，手数料等の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 1 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

- ( 1 ) 施設等及び 3 市町独自の使用料については，原則として現行のとおりとし，新市において調整を図るものとする。
- ( 2 ) 水道料については，現行のとおりとし，合併後段階的に調整するものとする。
- ( 3 ) 下水道関係使用料及び保育料については，合併後 3 年を目途に統一するものとする。
- ( 4 ) 手数料等については，原則として合併時に統一するものとする。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日確認

## 参 考 ( 現 況 等 )

## 1 主な使用料

使用料の種類	笠間市	友部町	岩間町
公民館等類似施設使用料	笠間市中央公民館	友部町中央公民館	—
社会体育施設使用料	市民体育館・武道館・弓道場・プール 総合運動公園 市民球場 芝生スポーツ広場 テニスコート 多目的広場 管理棟会議室	柿橋グラウンド（夜間照明） 柿橋テニスコート（夜間照明）	海洋センタープール
農園使用料	笠間クラインガルテン （宿泊施設付市民農園）		
観光施設使用料	笠間市立城跡公園 笠間市立山ろく公園 笠間市立つつじ公園		あたご天狗の森スカイロッジ 岩間町屋外ステージ あたごフォレストハウス
保健福祉関係使用料		友部町いこいの家「はなさか」	岩間町老人福祉センター
都市公園使用料	笠間市大池公園等		
駐車場使用料	笠間市営駐車場（3箇所） （一定期間のみ） 笠間芸術の森公園駐車場	友部町町営駐車場（2箇所） （月極）	
道路占用料	笠間市道路占用料	友部町道路占用料	
法定外公共物使用料	笠間市法定外公共物使用料	友部町法定外公共物使用料	
河川占用料	笠間市準用河川使用料		

参 考 ( 現 況 等 )

下水道関係使用料	公共下水道使用料(友部笠間広域下水道組合)	公共下水道使用料(友部笠間広域下水道組合) 農業集落排水使用料	岩間町公共下水道使用料 農業集落排水使用料
上水道関係使用料	水道使用料	水道使用料	水道使用料 工業用水道使用料
公営住宅使用料	笠間市営住宅使用料		
保育料	笠間市保育料	友部町保育料	岩間町保育料

2 主な手数料

手数料の種類		笠間市	友部町	岩間町
戸籍謄本・抄本, 戸籍の記載事項証明書	1件	450円	450円	450円
除籍謄本・抄本, 除籍の記載事項証明書	1件	750円	750円	750円
戸籍記載事項に関する証明書	1件	350円	350円	350円
除籍記載事項に関する証明書	1件	450円	450円	450円
届出・申請の受理又は届出書その他の書類の記載事項証明書	1件	350円	350円	350円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・又は認知の届出の受理証明書	1件	1,400円	1,400円	1,400円
届出書その他の書類の閲覧	1件	350円	350円	350円
埋火葬に関する証明	1件	300円	200円	
埋火葬, 改葬許可証の交付	1件			200円
住民票の写し	1件	5人まで300円 6人以上600円	4人まで200円 5人以上400円	5人まで200円 10人まで300円 11人以上400円
住民基本台帳カード	1枚	500円	500円	500円

参 考 ( 現 況 等 )

住民基本台帳の閲覧	1件	300円	200円	200円
住民基本台帳の補助簿閲覧	1冊	1時間3,000円	5,000円	
戸籍附票の写し	1件	300円	200円	200円 1枚増毎100円
印鑑登録証の交付	1件	無料	200円	200円
印鑑登録証の紛失時再交付	1件	300円	200円	200円
印鑑登録に関する証明	1件	300円	200円	200円
外国人登録原票記載事項証明書交付	1枚	300円	200円	300円
土地に関する証明 3筆までを1件とし、 1筆を増すごと	1件	300円 50円	200円 50円	200円 50円
家屋に関する証明 3棟までを1件とし、 1棟を増すごと	1件	300円 50円	200円 50円	200円 50円
土地、建物、その他動産、不動産に関する証明	1件	300円	200円	200円
実地調査を要するもの	1件	500円	300円	500円
資産に関する証明	1件	300円	200円	200円
営業に関する証明	1件	300円	200円	200円
法人に関する証明	1件	300円	200円	
財産管理人、破産管理人に関する証明	1件		200円	
納税代理人に関する証明	1件		200円	
原動機付自転車等標識の再交付	1件		300円	
公募、公文書、図面に関する証明	1件	300円	200円	200円
公募、公文書、図面に関する閲覧証明	1件	300円	200円	200円
公募、公文書、図面の謄抄本の交付 紙1枚を1件とし1件を増すごと	1件	300円 100円	200円	200円 50円

参 考 ( 現 況 等 )

納税証明書交付	1枚	300円	200円	200円
督促状	1通	100円	100円	100円
固定資産課税台帳閲覧	1回	300円	200円	200円
犬の登録	1頭	2,000円	2,000円	2,000円
犬の鑑札再交付	1件	1,000円	1,000円	1,000円
狂犬病予防注射済票交付	1頭	400円	400円	400円
狂犬病予防注射済票再交付	1頭	200円	200円	200円
鳥獣飼養許可証交付・再交付・更新		3,400円	3,400円	3,400円
優良宅地造成認定申請		86,000円	86,000円	86,000円
優良住宅新築認定申請 床面積の合計				
100㎡以下		6,200円	6,200円	6,200円
100㎡超500㎡以下		8,600円	8,600円	8,600円
500㎡超2,000㎡以下		13,000円	13,000円	13,000円
2,000㎡超10,000㎡以下		35,000円	35,000円	35,000円
10,000㎡超		43,000円	43,000円	43,000円
土地情報管理システム 図形処理 平板図(集成図を含む) 紙	1枚	300円	2,000円	
フィルム	1枚	1,000円	4,000円	
一筆図 紙	1枚	300円	800円	
フィルム	1枚	1,000円	2,000円	
地籍測量図 紙	1枚	500円	2,500円	
フィルム	1枚	1,000円	5,000円	
筆界点座標値一覧表	1筆	500円	500円	500円
地籍調査の成果に関する図面等の交付				
地籍図(複図)	1枚			200円
筆界点番号図	1枚			200円
集成図	1筆			400円

参 考 ( 現 況 等 )

図根点座標値一覧表			1筆			500円
屋外広告物許可申請	はり紙, ポスター	50枚まで毎	1件	300円	300円	300円
	はり札	10枚まで毎	1件	500円	500円	500円
	立看板		1枚	300円	300円	300円
	広告板	3㎡まで毎	1枚	750円	750円	750円
	広告塔	3㎡まで毎	1基	750円	750円	750円
	アーチ	3㎡まで毎	1基	900円	900円	900円
	電柱巻立広告		1枚	300円	300円	300円
	電柱塗装広告		1枚	300円	300円	300円
	電柱袖付広告		1枚	300円	300円	300円
	広告幕		1枚	650円	650円	650円
	つり下げ看板		1枚	450円	450円	450円
	標識広告		1枚	300円	300円	300円
	照明広告	3㎡まで毎	1基	800円	800円	800円
	電光ニュース, ビジュアルボード		1基	6,000円	6,000円	6,000円
	アドバルーン		1個	1,700円	1,700円	1,700円
	近隣店舗等案内広告	2㎡まで毎	1枚	800円	800円	800円
	車体利用広告	3㎡まで毎	1枚	650円	650円	650円
	のぼり旗		1枚	350円	350円	350円
	店頭装飾		1基	1,500円	1,500円	1,500円
	置広告		1基	700円	700円	700円
横断幕		1枚	650円	650円	650円	
可燃ごみ	20ℓ	10枚		123円	100円	100円
	30ℓ	10枚		154円		
	45ℓ	10枚		197円	200円	200円

参 考 ( 現 況 等 )

不燃ごみ	1かご用 10枚		525円	200円	200円
粗大ごみ	三辺の合計が3m未満 3m以上		500円 1,000円	500円 1,000円	500円 1,000円
持込ごみ				(組合料金)	
個人	50kg以下		無料	個人	
	50kg超 10kg当たり		82円	100kg以下	無料
事業者及び許可業者	20kg超 50kgまで 10kg当り		72円	100kg超	15円/kg
	50kg超100kgまで //		82円	資源物	無料
	100kg超5,000kgまで //		102円	事業者及び許可業者	
				可燃, 不燃, 粗大	20円/kg
				資源物	10円/kg
				有害ごみ	100円/kg
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
	第7条第2項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
	第7条第4項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
	第7条第5項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
	第7条の2第1項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
浄化槽法	第35条第1項の許可		2,000円	2,000円	2,000円
許可証の再交付			2,000円	1,000円	1,000円
用途地域証明		1件	200円	200円	
臨時運行許可申請		1両	750円	750円	
認可地縁団体印鑑登録に関する証明		1件	200円	200円	
その他の証明		1件	200円	200円	200円

参 考 ( 現 況 等 )

農業集落排水	指定工事店登録		1件		10,000円	10,000円
	指定工事店更新登録		1件		10,000円	10,000円
	設備計画確認		1件		1,000円	
	設備検査		1件		1,000円	
	排水設備計画の確認及び完成検査		1件			1,000円
下水道関係	指定工事店登録		1件	10,000円	10,000円	10,000円
	指定工事店更新登録		1件	10,000円	10,000円	10,000円
	指定工事店商標板交付		1件	10,000円	10,000円	
	設備計画確認		1件	1,000円	1,000円	
	設備検査		1件	1,000円	1,000円	
	排水設備計画の確認及び完成検査		1件			1,000円
水道関係	設計審査	20mm まで	1件	400円	200円	1,000円
		25~50mm	1件	600円	200円	1,000円
		75mm 以上	1件	1,000円	200円	1,000円
	竣工検査	20mm まで	1件	500円	200円	無料
		25~50mm	1件	1,000円	200円	無料
		75mm 以上	1件	5,000円	200円	無料
	道路占用申請手数料	市町道	1件	無料	200円	無料
		国県道	1件	2,600円	2,000円	2,000円
	消防演習立会手数料		1件	400円		
	指定給水工事申請手数料		1件	10,000円	10,000円	10,000円
	材料検査手数料	(工事費の額により)			300円~工事費 の3%以内	

参 考 ( 現 況 等 )

3 関係法令（抜粋）

(1) 地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 1～3 省略

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5～6 省略

参 考 ( 現 況 等 )

4 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 定 内 容
平成17年2月 1日	城里町 (23,007人)	常北町 桂村 七会村	<p>使用料, 手数料等については, 受益者負担の在り方や負担の公平性, 財政状況を勘案しながら, 項目別に次のとおり調整を図るものとする。</p> <p>(1) 同一又は同種の使用料, 手数料等については, 原則として合併時に統一する。</p> <p>(2) それぞれの町村独自の使用料, 手数料等については, 他の使用料, 手数料等との関係を考慮しながら, 適切な額とする。</p>
平成17年3月22日	坂東市 (58,673人)	岩井市 猿島町	<p>3市町で差異のない使用料・手数料等については, 原則現行のとおりとし, 差異のある使用料・手数料等については, 新市における住民の一体性の確保や, 負担公平の原則から, 適正な料金として調整するものとする。</p>
	稲敷市 (51,284人)	江戸崎町 新利根町 桜川村 東町	<p>1 使用料については, 原則として現行のとおりとする。ただし, 同一または類似する施設の使用料については, 合併後, できる限り統一する方向で調整する。また, 必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>2 手数料については, 住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し, 負担公平の原則により, 合併時に統一する。</p>
平成17年3月28日	筑西市 (116,120人)	下館市 関城町 明野町 協和町	<p>1 使用料については, 原則として現行のとおりとする。ただし, 同一又は類似する施設の使用料については, 可能な限り統一するよう努めるものとする。</p> <p>また, 新市における住民の一体性の確保を図るとともに, 住民負担に配慮し, 負担公平の原則から適正な料金のあり方について, 新市において引き続き検討するものとする。</p> <p>2 手数料については, これまでの料金改定の経緯や受益や負担の原則を基本に, 合併時に統一するものとする。</p>

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市				友 部 町				岩 間 町			
1 公民館使用料 ( 1 ) 施設使用料				1 公民館使用料 ( 1 ) 施設使用料				1 公民館使用料 ( 1 ) 施設使用料 無料			
区分 時間	9~12	13~17	18~22	使用 区分	9~13	13~17	17~22				
大ホー ル	13,500円	18,000円	18,000円	集会室	2,060円	2,060円	3,090円				
舞 台 の み	6,900円	9,200円	9,200円	図書室	1,030円	1,030円	1,550円				
第1会議室	1,800円	2,400円	2,400円	創作室	1,030円	1,030円	1,550円				
第2会議室	1,800円	2,400円	2,400円	相談室	1,030円	1,030円	1,550円				
第3会議室	1,800円	2,400円	2,400円	体育室	6,180円	6,180円	9,270円				
第1和室	1,800円	2,400円	2,400円	大会議室	2,060円	2,060円	3,090円				
第2和室	1,800円	2,400円	2,400円	小会議室	1,030円	1,030円	1,550円				
料理実習室	3,000円	4,000円	4,000円	討議室	2,060円	2,060円	3,090円				
視 聴 覚 室	1,800円	2,400円	2,400円	講座研修室	1,030円	1,030円	1,550円				
音楽室	1,800円	2,400円	2,400円	調理実習室	1,030円	1,030円	1,550円				
一般展示室	2,400円	3,200円	3,200円	大ホール	6,180円	6,180円	9,270円				
照明操作卓	2,400円	3,200円	3,200円	ミーティ ングルーム	1,030円	1,030円	1,550円				
センターピ ンスポット	600円	800円	800円	家庭実 習室1	1,030円	1,030円	1,550円				
				家庭実 習室2	1,030円	1,030円	1,550円				
				視聴覚室	1,030円	1,030円	1,550円				

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市				友 部 町				岩 間 町			
はね返り スピーカー	600 円	800 円	800 円	静座室	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
ステージ スピーカー	300 円	400 円	400 円	敷地	1,030 円	1,030 円	1,550 円				
音響反射板	3,000 円	3,000 円	3,000 円								
スクリーン	1,200 円	1,200 円	1,200 円								
グランド ピアノ	3,000 円	4,000 円	4,000 円								
アップライ トピアノ	300 円	400 円	400 円								
カセット ・CD機器	1,500 円	2,000 円	2,000 円								
<p>1 冷暖房機を使用する場合は、規定使用料の5割増しとし、10円未満は切り捨てる。</p> <p>2 市民以外の者が使用する場合は、規定使用料の10割増しとする。</p>											

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

区 分	単 位	使用料 ( 1 日 当 )
映写機	1 台	2,000 円
スライド映写機	1 台	2,000 円
カセットレコーダー	1 台	1,000 円
OHP	1 台	2,000 円
携帯用スクリーン	1 台	500 円
展示用パネル	1 枚	100 円

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

2 体育施設使用料

( 1 ) 市民体育館・武道館・弓道場・プール使用料

市民プール	大人	小中学生	幼児	団体
午前使用料	320	220	100	30名以上 要引率者
午後使用料	320	220	100	
回数券	1部 1,000円 (1,100円綴)			10円未満切捨て

市民体育館・武道館・弓道場に関しては、広域市町村圏内の方は原則的に無料。広域市町村圏外の方が使用する場合は、有料となる。  
また、競技会・商行為・営利目的で使用する際は別に定めている。

( 2 ) 総合公園使用料

A : 入場料を徴収しない場合 B : 入場料を徴収する場合 単位 : 円】

市民球場	6~9時	9~12時	12~15時	15~18時	1日
A 野球場	4,200	4,200	4,200	4,200	10,500
A 放送設備	500	500	500	500	1,000
A カット機	500	500	500	500	1,000
A スコアボード	500	500	500	500	1,000
B 全設備					52,500

芝生広場	6~9時	9~12時	12~15時	15~18時	1日
A 芝生広場	2,400	2,400	2,400	2,400	6,000
A 競技用具	半日 300		半日 300		500
B 芝生広場					30,000

テニスコート	昼 間	夜 間
1面 1時間毎	300	800
回数券	1部 3,200円 (3,500円分綴)	

多目的広場	昼 間	夜 間
広域市町村内	無 料	1時間 5,250
広域市町村外	1,200	上記金額の1.5倍

管理棟会議室	9~12時	13~17時	18~22時	1時間増毎	1日
会議室A	2,100	2,800	2,800	700	9,100
会議室B	2,100	2,800	2,800	700	9,100
会議室A+B	4,200	5,600	5,600	1,400	18,200

上記料金表に該当しないもの

水戸広域市町村圏以外の方	5割増
各種スポーツ団体による大会	別に定める
行商、募金その他これらに類する行為をすること	1日 6,000
業として写真又は映画を撮影すること	1日 6,000
興業その他これらに類する行為をすること	3.3㎡当たり 120
競技会、集会その他これらに類する催しのため公園の全体又は一部を独占して使用すること	1日 1,200

友 部 町

2 体育施設使用料

( 1 ) 社会体育施設使用料

施設名		料 金
柿橋グラウンド	2時間	10,300円
柿橋テニスコート	2時間	2,470円

1 照明施設使用料として徴収。

2 水戸地方広域市町村圏以外の方 5割増

岩 間 町

2 体育施設使用料

( 1 ) 海洋センタープール

施設	時間区分 料金区分	午前9:00	午後1:00	備考
		~12:00	~4:30	
プ ー ル	小中学校児童 童生徒	円 100	円 100	1 単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
	高校・大学生 一般	円 200	円 200	
	ロッカー使用料	円 100	円 100	2 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、それぞれの区分に定められた使用料の合計額とする。
使用料は、使用許可申請書提出又は使用当日に納入するものとする。 未就学児童は、無料とする。				

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

3 市民農園施設使用料

( 1 ) 笠間クラインガルテン

使用料

宿泊施設付き市民農園 400,000 円/年

市民農園 10,000 円/年

活性化施設	半日	1日
多目的ホール	2,000 円	4,000 円
調理室	3,000 円	6,000 円

炭焼き施設 120,000 円/年

ジャム加工場 180,000 円/年

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

岩 間 町

4 観光施設使用料

( 1 ) 公園使用料

名 称	行為の種類	単 位	金 額
笠間市立城跡公園	売店・軽飲食店	年間㎡当たり	350円
	その他	1日につき	3,100円
笠間市立山ろく公園	売店・軽飲食店住居	年間㎡当たり	300円
	その他	1日につき	3,100円
笠間市立つつじ公園	売店・軽飲食店	年間㎡当たり	350円
	その他	1日につき	3,100円

( 2 ) 公園入園料

名 称	単 位	金 額
笠間市立つつじ公園	高校生以上の者1回につき	500円
1 身体障害者及び中学生以下のものは無料とする。		
2 団体の場合の割引は、20人以上とし2割引とする。		

4 観光施設使用料

( 1 ) あたご天狗の森スカイロッジ

区分	単 位	使用料
ログハウス	1棟1泊 定員4名	16,800円
	1棟1泊 定員6名	25,200円
	1棟1泊定員12名	42,000円
研修室	4時間未満	1,575円
	4時間以上	3,150円
バーベキューセット	1セット	1,050円

[ 燃料 ]

区分	単 位	使用料
炭	着火剤持込	1,100円
	着火剤付き	1,300円
	ガスバーナー使用	1,500円

( 2 ) 岩間町野外ステージ

区分	使用料	備考
午前9時から午後4時まで	2,000円	備品1式
午後4時から午後9時まで	4,000円	備品1式

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

岩 間 町

( 3 ) あたごフォレストハウス

区分	使用料
使用面積 30平方メートル以下	1ヶ月あたり 500円
使用面積 31平方メートル以上 50平方メートル以下	1ヶ月あたり 1,000円
使用面積 51平方メートル以上	1ヶ月あたり 1,500円

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町									
	<p>5 福祉施設使用料                      ( 1 ) いこいの家はなさか                      使用料                      小学生 ( 未就学児は無料 )      3 0 0 円                      障害のある方 ( 手帳所持者 )      3 0 0 円                      大人 ( 中学生以上 )              3 5 0 円                      個室使用料                          1 0 0 0 円                      ( 予約制 , 5 名以上で 2 時間以内の利用に限る )</p>	<p>5 福祉施設使用料                      ( 1 ) 岩間町老人福祉センター</p> <table border="1" data-bbox="1458 432 2051 580"> <thead> <tr> <th></th> <th>小中学生</th> <th>大人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料</td> <td>100 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">( 1 ) 幼児の利用料は無料とする。</td> </tr> </tbody> </table>		小中学生	大人	利用料	100 円	300 円	( 1 ) 幼児の利用料は無料とする。		
	小中学生	大人									
利用料	100 円	300 円									
( 1 ) 幼児の利用料は無料とする。											

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<p>6 都市公園使用料</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 1日 6,000円</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。 1日 6,000円</p> <p>(3) 興行その他これらに類する行為をすること。 1日(3.3㎡当たり) 120円</p> <p>(4) 競技会、集会その他これらに類する催しのため都市公園全部又は一部を独占して利用すること。 1日 1,200円</p>		

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<p>7 駐車場料金</p> <p>荒町駐車場駐車料金 ( 120 台収容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通、軽自動車</li> </ul> <p>普通駐車 1 時間 210 円、以下 1 時間超 100 円増、3 時間超は 520 円</p> <p>特別駐車 1 回 5 0 0 円</p> <p>夜間駐車 ( 閉門 ~ 開門 ) 5 2 0 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型バス</li> </ul> <p>普通駐車 8 2 0 円、特別駐車 8 2 0 円、夜間駐車 1 0 3 0 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型バス</li> </ul> <p>普通駐車 1 , 5 5 0 円 特別駐車 1 , 5 5 0 円</p> <p>夜間駐車 1 , 7 5 0 円</p> <p>鷹匠町駐車場駐車料金 ( 240 台収容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通、軽自動車</li> </ul> <p>普通駐車 1 回 500 円 特別駐車 1 回 500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型バス</li> </ul> <p>普通駐車 1 回 820 円 特別駐車 1 回 500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型バス</li> </ul> <p>普通駐車 1 回 1 , 550 円 特別駐車 1 , 550 円</p> <p>笠間芸術の森公園駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型バス 1 回 1,000 円</li> <li>・小型バス 1 回 500 円</li> <li>・普通、軽自動車 1 回 300 円</li> </ul>	<p>7 駐車場料金</p> <p>友部駅前駐車場 ( 2 1 1 台収容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内居住者 5 , 1 5 0 円</li> <li>町外居住者 7 , 2 1 0 円</li> </ul> <p>友部駅北側駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 地区 町内居住者 2 , 0 0 0 円</li> <li>A 地区 町外居住者 3 , 0 0 0 円</li> <li>B 地区 1 , 0 0 0 円</li> </ul>	

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<p>笠間市営福原駅前駐車場及び笠間市営 稲田駅前駐車場</p> <p>普通自動車・軽自動車 1箇月 4,120 円</p> <p>回数券は 210 円、11 枚綴り 2,100 円</p> <p>笠間市営笠間駅北口駐車場</p> <p>入場から 30 分以内は無料とする。</p> <p>1 時間まで 100 円</p> <p>1 時間を超え 2 時間まで 200 円</p> <p>2 時間を超え 3 時間まで 300 円</p> <p>3 時間を超え 4 時間まで 400 円</p> <p>4 時間超 500 円</p> <p>1 箇月 4,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 時間未満の駐車及びそれぞれの時間 に端数が出たときは、切り上げて算 出する。</li> <li>・ 回数券は 100 円、11 枚綴り 1,000 円 とする。</li> </ul>		

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

8 下水道使用料

1月につき下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

(1円未満端数金額を切り捨て)

区分	基本料金	超過料金 (1 <sup>3</sup> mにつき)	
一般用	10 <sup>3</sup> mまで 1,400 円	11 <sup>3</sup> mを超え 20 <sup>3</sup> mまで	140 円
		21 <sup>3</sup> mを超え 30 <sup>3</sup> mまで	150 円
		31 <sup>3</sup> mを超え 100 <sup>3</sup> mまで	160 円
		101 <sup>3</sup> mを超えるもの	170 円
浴場用	10 <sup>3</sup> mまで 1,400 円	1 <sup>3</sup> mにつき	40 円

8 下水道使用料

2月につき下記により算出した合計額に

1.05を乗じて得た額とする。

(1円未満端数金額を切り捨て)

区分	基本料金 (2月につき)		超過料金	
	基本 下水量	金額	下水量	金額 (1m <sup>3</sup> 当たり)
下水	20 <sup>3</sup> m まで	2,800 円	20 <sup>3</sup> mを 超える もの	150 円

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

井戸水使用の場合 ( 2月使用 )

井戸水使用の場合 ( 2月使用 )

人数	使用水量	金額 (税抜き)	消費税	金額 (税込み)
1人	14m <sup>3</sup>	2,800円	140円	2,940円
2人	28m <sup>3</sup>	3,920円	196円	4,116円
3人	42m <sup>3</sup>	5,900円	295円	6,195円
4人	56m <sup>3</sup>	8,000円	400円	8,400円

人数	使用水量	金額 (税抜き)	消費税	金額 (税込み)
1人	14m <sup>3</sup>	2,800円	140円	2,940円
2人	28m <sup>3</sup>	4,000円	200円	4,200円
3人	42m <sup>3</sup>	6,100円	305円	6,405円
4人	56m <sup>3</sup>	8,200円	410円	8,610円

\* 笠間市, 友部町については, 友部・笠間広域下水道組合

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

9 農業集落排水使用料

1カ月につき下記により算出した額に100分の105を乗じた額とする。ただし1円未満の金額は切り捨てるものとする。

基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
10m <sup>3</sup> まで 1,400円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで	140円
	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> まで	150円
	31m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> まで	160円
	101m <sup>3</sup> 以上	170円

9 農業集落排水使用料

1カ月につき下記により算出した額に100分の105を乗じた額とする。

	基本料	人員割額	摘要範囲
一般家庭	2,000円	500円	一般世帯
その他		200円	事務所 事業所
		50円	営業に伴う 排水設備
公共施設		10円	公共の用に 供する施設

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

10 水道使用料

①上水道

(1) 金額

種別	基本料金 (1ヶ月)		超過料金(m <sup>3</sup> 当)			
	水量	料金	1~20	21~ 50	51~ 100	101 以上
専用 共用	m <sup>3</sup> 10	円 2,100	円 210	円 237	円 265	円 296
私設 消火栓	1 栓当 500 円		演習に使用の場合, 5 分以内 200 円, 1 分を超える毎に 50 円追加			

10 水道使用料

①上水道

(1) 金額

口径 別 m/m	基本 料金	超過料金 (単位: 円)			
		11~ 20 m <sup>3</sup>	21~ 50 m <sup>3</sup>	51~ 100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> 以上
13	1,725	173	207	230	253
20	1,955	173	207	230	253
25	2,300	173	207	230	253
30	2,933	173	207	230	253
40	3,623	173	207	230	253
50	4,888	173	207	230	253
75	7,878	173	207	230	253
100	13,743	173	207	230	253
125	19,608	173	207	230	253

10 水道使用料

①上水道

(1) 金額

種別	用途	口径	水量 <sup>3</sup>	基本 料金	従量 料金
専用	一般 用	13mm	10	1,800	1 m <sup>3</sup> 当 たり  180
		20mm	10	1,800	
		25mm	30	5,400	
		30mm	50	9,000	
		40mm	100	18,000	
		50mm	200	36,000	
		75mm	300	54,000	
共用	1 世帯につき 6 m <sup>3</sup> まで			1,080	

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

(2) メーター使用料 (1ヶ月につき)

口径 (mm)	料金 (円)
13	150
20	230
25	260
30	510
40	520
50	1,050
75	1,684
100	2,106

(2) メーター使用料 (1ヶ月につき)

口径 (mm)	料金 (円)
13	50
20	100
25	120
30	170
40	200
50	710
75	1,000
100	1,300
125	1,700

(2) 量水器使用料

口径	基本料金
13mm	50
20mm	100
25mm	120
30mm	200
40mm	300
50mm	750
75mm	1,500
100mm	3,000

(3) 臨時用

1 m<sup>3</sup>当 1,000 円

1 m<sup>3</sup>を超えると、1 m<sup>3</sup>当 250 円を加算

(3) 臨時用

1 m<sup>3</sup>につき 345 円

(4) 特別用

1 m<sup>3</sup>につき 173 円

墓地・各区公民館・消防詰所

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市

友 部 町

岩 間 町

②工業用水道使用料

(1) 金額

料金 (円/㎡)	基本料金	63.90円
	特定料金	63.90円
	超過料金	127.80円
実質料金改定率 (%)		—
現行料金実施年月日		平成6年7月1日
その他営業協力金等 (円/㎡)		—
職員数 (人)		1名

参 考 ( 現 況 等 )

笠 間 市				友 部 町		岩 間 町	
1 1 公営住宅使用料							
住宅名	戸数	家賃 ( 月額 )					
		最高	最低				
福原	1 0 ( 簡平 )	9,500 円	3,600 円				
寺崎	5 0	10,300 円	3,600 円				
不動前	6 0	12,900 円	3,800 円				
佐城	1 0	11,000 円	5,700 円				
寺崎第 2	2 0	15,400 円	6,300 円				
稲田第 2	1 3 ( 簡平 )	16,900 円	7,300 円				
北の入	1 2	27,700 円	8,800 円				
石崎	5 4	36,600 円	15,400 円				
下市毛	5 0	46,000 円	17,000 円				
稲田第 2	1 2 ( 木造 )	107,000 円	15,200 円				
来栖	1 6	61,600 円	16,300 円				
石井第 2	2 4	69,200 円	22,200 円				
福原	1 0 ( 木造 )	93,900 円	25,000 円				

参 考 ( 現 況 等 )

笠間市

友部町

岩間町

1 2 保育料

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額) (円)		
階層	定義	3歳児 未 満	3歳児	4歳児 以 上
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	6,000
	*母子世帯等	0	0	0
第3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	16,500
	*母子世帯等	18,500	15,500	15,500
第4	64,000円未満	30,000	27,000	27,000
第5	64,000円以上 160,000円未満	44,500	34,000	28,000
第6	160,000円以上 408,000円未満	61,000	34,000	28,000
第7	408,000円以上	79,000	34,000	28,000

\* 第4階層以降の定義は前年の所得税の額。

1 2 保育料

各月初日の入所児童の属する 世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額) (円)	
階層	定義	3歳児 未 満	3歳児 以 上
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	4,000	2,400
	*母子世帯等	0	0
第3	市町村民税課税世帯	10,000	7,000
	*母子世帯等	9,000	6,000
第4	64,000円未満	19,000	16,000
第5	64,000円以上 160,000円未満	33,000	25,000
第6	160,000円以上 408,000円未満	45,000	27,000
第7	408,000円以上	54,000	30,000

\* 第4階層以降の定義は前年の所得税の額。

1 2 保育料

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額) (円)		
階層	定義	3歳児 未 満	3歳児	4歳児 以 上
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	5,000	4,000	4,000
	*母子世帯等	0	0	0
第3	市町村民税課税世帯	11,000	8,000	8,000
	*母子世帯等	10,000	7,000	7,000
第4	64,000円未満	20,000	17,000	17,000
第5	64,000円以上 160,000円未満	40,000	26,000	23,000
第6	160,000円以上 408,000円未満	52,000	26,000	23,000
第7	408,000円以上	52,000	26,000	23,000

\* 第4階層以降の定義は前年の所得税の額。

公共的団体等の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 1 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努める。

- ( 1 ) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- ( 2 ) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- ( 3 ) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日確認

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
総務・ 企画	かさまエコプラザ 笠間市統計協会 笠間市国際交流協会 財団法人 笠間市開発公社 笠間市自衛隊父兄会 笠間市区長会 笠間市防犯連絡員協議会 笠間地区防犯協会 茨城県部落解放運動連合会笠間支部 部落解放愛する会茨城県連合会笠間支部 笠間市消防団 自主防災組織(11防災会)	大好きともベネットワーク連絡協議会 ともベ「女性の会」 クールシェヴエール国際音楽アカデミーinともベ実行委員会 友部学推進本部 友部町自衛隊父兄会 友部町区長会 友部町防犯連絡員協議会 友部町消防後援会連絡協議会 友部町消防団	町統計調査員協議会 大好きいばらきネットワークいわま連絡協議会 岩間町自衛隊父兄会 岩間町防犯連絡員協議会 笠間地区交通安全協会岩間支部 岩間町消防団
住民・ 環境	笠間市納税組合連合会 笠間市青色申告会 (社)水戸法人会笠間地区会 笠間たばこ小売組合 笠間市レジ袋削減運動推進委員会 さわやか委員会 笠間市水質浄化対策協議会 笠間市有害鳥獣捕獲隊 笠間市交通安全母の会 笠間地区交通安全協会笠間支部 福田地区公共処分場対策協議会	友部町納税貯蓄組合連合会 友部町青色申告会 友部町法人会 友部町たばこ小売組合 ともベ環境を考える会 友部町ごみを考える会 友部町有害鳥獣駆除隊 友部町消費生活学級 友部町交通安全母の会 自転車商組合友部岩間支部 笠間地区交通安全協会友部支部	岩間町青色申告会 (社)水戸法人会岩間地区会 岩間町たばこ小売組合 岩間町環境美化推進協議会 岩間町水質浄化対策協議会 岩間町交通安全母の会

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	エコフロンティアかさま監視委員会 かさまをよくする市民会議		
保健・ 福祉	笠間市社会福祉協議会 社団法人 笠間市シルバー人材センター 笠間市遺族会 傷痍軍人会笠間支部 傷痍軍人会妻の会 笠間市更生保護協会 笠間市更生保護女性会 笠間地区保護司会笠間支部 笠間市人権擁護委員会協議会 笠間ボランティア連絡協議会 笠間市身体障害者福祉協議会 笠間市手をつなぐ親の会 笠間市高齢者クラブ連合会 笠間市母子寡婦福祉会 笠間献血連合会 笠間市食生活改善推進員協議会 笠間市健康づくり推進協議会 笠間市ゲートボール連合会 笠間市敬老会実行委員会 笠間市民生委員児童委員協議会 笠間地区BBS会 日本赤十字笠間市奉仕団	友部町社会福祉協議会 友部町シルバー人材センター 友部町遺族連合会 友部町保護司会 友部町更正保護女性会 友部町人権擁護委員会 友部町ボランティアセンター 友部町身体障害者福祉協会 友部町知的障害者父母の会 友部町高齢者クラブ連合会 友部町保育協議会 友部献血連合会 友部町食生活改善推進協議会 友部町訪問歯科保健事業推進協議会 友部町健康推進員協議会 友部町健康づくり推進協議会 友部町民生委員児童委員協議会	岩間町社会福祉協議会 岩間町シルバー人材センター 遺族会 岩間町傷痍軍人会 岩間町保護司連絡協議会 岩間町更生保護婦人会 岩間町身体障害者福祉協会 岩間町心身障害児者父母の会 国民年金受給者友の会 岩間町老人クラブ連合会 岩間町手話の会 岩間町母子寡婦福祉協会 岩間町食生活改善推進協議会 岩間町食品協会 岩間町健康づくり推進協議会 岩間町民生委員協議会 国民年金受給者友の会 岩間町食生活改善推進協議会

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	笠間市寝たきり老人等訪問歯科保健事業推進協議会 公共処分場対策協議会		
産 業 経 済・ 農 業 委 員 会	笠間市土地改良事業運営協議会 笠間土地改良区 大池田土地改良区 福原上稲田土地改良区 箱田西部土地改良区 箱田東部土地改良区 本戸土地改良区 南指原土地改良区 箱田中央土地改良区 霞ヶ浦用水建設推進協議会笠間支部 笠間・西茨城森林組合 笠間市観光協会 市内観光周遊バス運行協議会 笠間市商工会 笠間商業開発(株) 笠間工芸の丘(株) 中心市街地推進委員会 笠間芸術の森公園地区施設運営協議会 笠間市農業用廃プラスチック適正処理協議会 笠間農業改良普及事業推進協議会 茨城中央農業協同組合(6部会含む)	友部町土地改良区連絡協議会 友部町緑の少年団 随分附土地改良区 友部中央土地改良区 友部町土地改良区 北川根土地改良区 穴戸町土地改良区 南小泉土地改良区 矢野下土地改良区 小原土地改良区 霞ヶ浦用水建設推進協議会友部支部 笠間・西茨城森林組合 友部町観光協会 友部町商工会 友部町活性化推進協議会 友部町穀物改良協会 いばらきの園芸品質向上対策運動友部町推進協議会 友部町家畜衛生指導協会 友部町水田農業推進協議会 友部町水田農業推進センター 茨城中央農業協同組合(10部会含む)	岩間土地改良区 笠間・西茨城森林組合 岩間町農業後継者クラブ 岩間町農政活動推進本部 結婚相談所 岩間町果樹組合 岩間町水田農業推進協議会 農業用排プラ処理推進協議会 農業者クラブ いわま農産物育成会 農業婦人講座 岩間町畜産振興協議会 岩間町くらしの会 岩間町花き組合 岩間町観光協会 岩間町商工会 産業活性化検討委員会 茨城中央農業協同組合(6部会含む) 天狗の郷・バザール de いわま運営委員会

参 考 ( 現 況 等 )

分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	笠間市穀物改良協会 茨城中央地域農業振興協議会 県央南農業共済組合 常陸秋そば研究会 フローラ笠間 笠間観光いちご組合 南指原観光いちご組合 笠間観光果樹生産組合 笠間特産物生産組合 笠間自然薯研究会 楽農工房 笠間園芸組合（丸笠） 福原シイタケ出荷組合 西大淵なし組合 上福田ブドウ組合 寺崎営農組合 箱田営農組合 南指原ほたるを守る会 本戸地区機械利用共同組合 笠間市水田農業推進協議会 笠間市水田農業推進センター 笠間市家畜衛生指導協会 茨城北酪農業協同組合 笠間牛肉出荷組合	友部町認定農業者会 ふるさと友部まつり実行委員会 笠間林業振興連絡協議会	

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	笠間酪農組合 肥前塚堆肥生産組合 笠間市林業振興地域育成対策事業推進協議会 笠間地区林業振興協議会 筑波稜線林道管理連絡協議会 農政活動推進本部 笠間のまつり実行委員会 茨城県消防協会笠間支部 茨城県石材業協同組合連合会 笠間焼協同組合 稲田石材商工業共同組合 笠間地区建設高等職業訓練校協会 笠間たばこ耕作者地区組合 森林愛護隊 笠間林業振興連絡協議会 笠間西茨城丸棒加工協同組合		
都 市 建 設・ 上 下 水 道		北川根地区農業集落排水処理施設維持管理組合 枝川折地区農業集落排水事業推進協議会 市原地区農業集落排水処理施設維持管理組合	岩間南部地区農業集落排水事業推進協議会 安居地区農業集落排水維持管理組合
教 育	笠間市体育協会 笠間市スポーツ少年団 笠間市学力向上対策協議会 笠間市青少年相談員会	友部町体育協会 友部町スポーツ少年団 友部町教育研究会 友部町 P T A 連絡協議会	岩間町体育協会 岩間町スポーツ少年団 岩間町教育研究会 岩間町青年会

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	笠間市 P T A 連絡協議会 笠間市文化連盟 笠間生活学校 笠間市子ども会育成連合会 青少年育成笠間市民会議 笠間市地域女性団体連絡会 笠間市文化祭・市民展覧会実行委員会 笠間市地区公民館連絡協議会 笠間市校長会 笠間市文化財愛護協会 笠間史談会 笠間市学校警察連絡協議会 笠間市高校生会 成人式実行委員会	友部町文化協会 友部町子ども会育成連合会 友部健康マラソン大会実行委員会 友部町青少年相談員会 友部町社会教育委員会 友部町文化財保護審議会 友部町立歴史民族資料館運営委員会 友部町学校警察連絡協議会 友部町障害児就学指導委員会 友部町学校評議委員 全国高等学校アームレスリング選手権大会実行委員会 友部町体育指導委員連絡会 友部町立学校施設開放運営協議会 友部町スポーツ振興審議会 友部町民文化祭実行委員会 公民館運営審議会 成人式実行委員会	岩間町 P T A 連絡協議会 岩間町文化協会 岩間町子ども会育成連合会 青少年育成岩間町民の会 岩間町高校生会 岩間町地区公民館連絡協議会 成人式運営委員会 ミニ・コンサート実行委員会 石岡ブロック高等学校 PTA 生徒指導委員連絡協議会 岩間 B&G 育成士会 岩間町学校警察連絡協議会 岩間町手をつなぐ親の会 生徒指導委員連絡協議会 岩間町女性会 中高生父母の会
議会			岩間町議会議員 O B 会

参 考 ( 現 況 等 )

2 関係法令 ( 抜粋 )

( 1 ) 市町村の合併の特例に関する法律 ( 昭和 4 0 年法律第 6 号 )

( 国 , 都道府県等の協力等 )

第 1 6 条第 8 項

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は , 市町村の合併に際しては , 合併関係市町村の一体性の速やかな確立に資するため , その統合整備を図るように努めなければならない。

( 2 ) 地方自治法 ( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 )

( 公共的団体等の監督 )

第 1 5 7 条第 1 項

普通地方公共団体の長は , 当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等 ( ) の活動 ( ) の総合調整を図るため , これを指揮監督する ( ) ことができる。

公共的団体等

「公共的団体等」とは , 農業協同組合 , 森林組合 , 漁業協同組合 , 生活協同組合 , 商工会議所等の産業経済団体 , 養老院 , 育児院 , 赤十字社等の厚生社会事業団体 , 青年団 , 婦人会 , 教育会 , 体育会等の文化事業団体等 , いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ , 法人たると否とを問わない。( 行政実例 昭和 2 4 年 1 月 1 3 日 )

公共的団体等の活動

「公共的団体等の活動」とは , その団体本来の公共的活動をいう ( 逐条地方自治法 ) のであって , 公共的団体の内部組織 ( たとえば , 役員を選任行為 ) には及び得ないと解すべきである。( 行政実例 昭和 2 9 年 7 月 2 6 日 )

総合調整を図るため , これを指揮監督する

公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく , これら公共的団体の産業 , 経済 , 文化 , 社会の各般にわたる事業活動をして当該普通公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。( 行政実例 昭和 2 4 年 1 月 1 3 日 )

参 考 ( 現 況 等 )

3 先進地事例

合併(予定)年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成17年2月1日	城里町 (23,007人)	常北町 桂村 七会村	公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重し、統合整備に努めるものとする。ただし、それぞれの町村独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。
平成17年3月28日	筑西市 (116,120人)	下館市 関城町 明野町 協和町	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努める。 1 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 2 国・県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。
平成17年3月28日	かすみがうら市 (45,229人)	霞ヶ浦町 千代田町	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。 1 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 2 国・県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。
平成17年10月1日	桜川市 (50,334人)	岩瀬町 真壁町 大和村	1 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努める。 (1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (2) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 (3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。 2 岩瀬町土地開発公社については、新市に引き継ぐものとする。

補助金，交付金等の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 1 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

補助金，交付金等については，従来からの経緯，実績等に配慮しつつ，その必要性，有効性及び公平性の観点から次のとおり調整を図るものとする。

- ( 1 ) 3 市町で同一又は同種の補助金，交付金等については，関係団体等の理解と協力を得て，合併時に統一するよう努めるものとする。
- ( 2 ) 3 市町で独自の補助金，交付金等については，従来の経緯，実績等を考慮し，新市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- ( 3 ) 整理統合できる補助金，交付金等については，統廃合するよう調整するものとする。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日確認

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
総務・企画	笠間市防犯連絡員協議会補助金 防犯灯設置助成金 笠間市区長会補助金 地域集会所建設補助金 廃止路線代替バス運行維持対策費補助金 自治総合センターコミュニティ助成金 茨城県部落解放運動連合会笠間支部補助金 職員厚生補助金 部落解放愛する会茨城県連合会笠間支部補助金 笠間市女性リーダー養成事業費補助金 茨城県消防協会笠間支部補助金 西茨城地区消防ポンプ操法大会補助金	友部町防犯連絡協議会補助金 防犯灯設置補助金 友部町区長会補助金 区有公民館運営交付金 区連絡交付金（班長分） 地区集会所等建設補助金 友部町自衛隊父兄会交付金 職員互助会（負担金） 自治総合センターコミュニティ助成金 全日本同和会友部支部研修等助成金 ハーモニーライト事業助成金 ともべ女性の会補助金 まちづくり活動推進事業補助金 友部町土地開発公社利子等補助 友部町消防後援会連絡協議会補助金 西茨城地区ポンプ操法大会出場分団補助金 消防施設共済補助金	岩間町防犯連絡員協議会補助金 防犯灯設置補助金 防犯灯維持補助金 事務連絡等交付金 地区公民館建設補助金 勝田自衛隊協力会連合会補助金 岩間町自衛隊父兄会補助金 職員事務研究会交付金 自治総合センターコミュニティ助成 安戸地区開発促進議員連盟交付金 同和問題学習会参加費 岩間町女性会事業費補助金 一般住民研修事業助成金 児童・生徒人材育成研修交付金 茨城県消防ポンプ操法大会出動分団交付金 退職分団長研修参加補助金 警戒出動打切手当等交付金
住民・環境	笠間市国際交流協会補助金 笠間市ふるさと人材育成事業補助金 笠間市統計協会補助金 （社）水戸法人会笠間地区会補助金 笠間市青色申告会補助金 笠間市納税組合連合会補助金	友部町法人会補助金 友部町青色申告会補助金 友部町たばこ小売組合補助金 友部町たばこ小売組合交付金 収納取扱等交付金 友部町交通安全母の会補助金	岩間町統計調査員協議会補助金 岩間町法人会育成補助金 岩間町青色申告会育成補助金 岩間町たばこ小売組合補助金 岩間町交通安全母の会補助金 浄化槽設置整備事業補助金

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	笠間たばこ小売組合補助金 納税組合設立補助金 かさまをよくする市民会議補助金 笠間市交通安全母の会補助金 資源物集団回収奨励金 家庭用生ごみ処理容器購入費補助金 ごみ集積ボックス設置費補助金 浄化槽設置整備事業費補助金 公害対策防止施設利子補給金 地域振興整備補助金 公共処分場対策協議会補助金	友部町消費生活学級補助金 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 有害鳥獣駆除補助金 友部町ゴミを考える会補助金 資源物分別回収補助金	浄化槽維持管理補助金 岩間町環境美化推進協議会補助金 岩間町水質浄化対策協議会交付金 生ごみ処理容器購入費補助金 電動生ごみ処理容器購入費補助金 資源物分別回収団体補助金
保健・福祉	笠間市人権擁護委員協議会補助金 笠間市母子寡婦福祉会補助金 笠間市遺族会補助金 笠間市戦没者追悼式補助金（隔年） 笠間市戦跡巡拝補助金 笠間市民生委員児童委員協議会補助金 笠間市社会福祉協議会補助金 笠間ボランティア連絡協議会補助金 笠間市手をつなぐ親の会補助金 笠間市身体障害者福祉協会補助金 精神障害者居宅介護等事業費補助金 精神障害者地域生活援助事業費補助金 精神障害者短期入所事業費補助金	友部町人権擁護委員会補助金 友部町遺族会補助金 友部町遺族会事業補助金 友部町民生委員児童委員協議会交付金 友部町社会福祉協議会補助金 ボランティアセンター事業補助金 友部町身体障害者福祉協会補助金 友部町知的障害者父母の会補助金 障害児通園施設運営補助金 精神障害者居宅介護等事業運営補助金 精神障害者地域生活援助事業運営補助金 精神障害者短期入所事業運営補助金 友部町保護司会補助金	人権擁護委員会補助金 岩間町母子寡婦福祉協会補助金 岩間町遺族会交付金 岩間町傷痍軍人会補助金 岩間町民生委員協議会交付金 岩間町水道事業補助金 岩間町心身障害児者父母の会補助金 岩間町身体障害者福祉協会補助金 重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業補助金 障害者住宅改善等促進事業補助金 精神障害者居宅介護等事業補助金 精神障害者短期入所事業補助金 岩間町保護司連絡協議会補助金

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	重度障害者(児)住宅リフォーム助成 ゲートボール連合会補助金 シルバー人材センター補助金 笠間市社会福祉施設整備費補助金 高齢者クラブ連合会補助金 単位高齢者クラブ育成補助金 高齢者住宅リフォーム助成事業補助金 敬老会実行委員会補助金 地域改善対策保育所入所支度金等補助金 医療福祉医師会等事務費交付金 笠間献血連合会補助金 精神障害者小規模通所授産施設運営補助金 健康づくり運動実行委員会補助金 国民健康保険生活習慣病予防検診費補助金	友部町更生保護女性会補助金 高齢者労働能力活用事業費補助金 友部町高齢者クラブ連合会補助金 友部町単位高齢者クラブ連合会補助金 三世代ふれあい事業交付金 在宅サービス事業補助金 住宅改修支援事業補助金 友部町保育協議会補助金 保育サービス支援事業補助金 特別保育事業補助金 保育所施設整備事業補助金 医療福祉事務交付金 友部献血連合会助成金 精神障害回復途上者共同作業所運営補助金 水戸食品衛生協会事業補助金 収納取扱等交付金	敬老事業助成金 老人友愛訪問活動事業費補助金 高齢者スポーツ活動補助金 シルバー人材センター事業補助金 老人クラブ連合会助成事業費補助金 岩間町単位老人クラブ補助金 高齢者と子供のふれあい事業補助金 住宅改修支援事業補助金 保育所補助金 医療福祉事務交付金 岩間町食生活改善推進協議会補助金 水戸保健所管内食生活改善推進協議会合同研修会交付金 水戸食品衛生協会補助金 岩間町食品協会補助金 国民年金受給者友の会補助金
産業経済・ 農業委員会	農政活動推進本部補助金 笠間たばこ耕作者地区組合育成補助金 水田空中散布実施補助金 農業経営基盤強化資金利子助成補助金 BSE 対応畜産経営安定化資金利子助成補助金 認定農業者育成推進資金利子助成補助金 中山間直接支払事業交付金 新生産調整対策事業協力者特別助成金	水田農業空中散布事務補助金 農業経営基盤強化資金利子助成金 農業近代化利子補給金 認定農業者育成確保資金等利子助成補助金 播種用水稲種子等更新補助金 カメ虫防除農薬代補助金 水田農業奨励補助金 生産調整推進センター活動事業補助金	岩間町農政活動推進本部交付金 岩間町農業後継者クラブ事業補助金 茨城県農年推進協議会賛助金 結婚相談所交付金 岩間町果樹組合補助金 農業経営基盤強化利子助成補助金 農業近代化資金利子補給 農業用廃プラ処理推進協議会補助金

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	生産調整推進センター活動事業費補助金	ブロックローション定着化促進事業補助金	農業者クラブ補助金
	小規模土地改良事業補助金	生産調整暗渠排水補助金	岩間町梨部会補助金
	笠間市土地改良事業運営協議会補助金	条件整備特別対策事業補助金	耕地利用率向上推進事業費補助金
	霞ヶ浦用水建設推進協議会笠間支部補助金	元気あるいばらき農業改革推進事業補助金	いわま農産物育成会補助金
	担い手育成土地利用調整事業補助金	新田園空間創造活動支援事業補助金	産地体験交流事業補助金
	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	いばらきの園芸品質向上運動推進事業補助金	認定農業者農業近代化資金利子助成補助金
	土地改良区記念碑建設事業補助金	霞ヶ浦用水建設推進協議会友部支部補助金	新生産調整推進対策補助金
	茨城県森林整備担い手対策補助金	土地改良区育成強化対策事業補助金	農業女性講座補助金
	森林愛護隊育成補助金	随分附土地改良区深井戸電気料交付金	生産調整推進センター活動事業補助金
	茨城県良質材生産対策推進事業費補助金	大沢地区深井戸電気料交付金	岩間土地改良区補助金
	笠間・西茨城森林組合補助金	友部中央土地改良区深井戸電気料交付金	水利補修補助金
	笠間地区林業振興連絡協議会交付金	友部町土地改良区連絡協議会補助金	牛結核病・ブルセラ病検査交付金
	森林整備地域活動支援推進交付金	滝川地区ほ場整備事業推進協議会補助金	岩間町畜産振興協議会補助金
	ほたるの里つくり事業補助金	家畜伝染病予防事業補助金	農道舗装事業償還金補助金
	栗選別機補助金	BSE 対応経営安定資金利子補給金	森林整備担い手対策事業補助金
	農業構造改善事業促進対策費補助金	地域資源循環畜産環境対策事業補助金	森林愛護運動推進事業補助金
	笠間市商工会補助金	農道整備事業借入償還補助金	良質材生産対策推進事業費補助金
	稲田石材商工業協同組合補助金	茨城県森林整備担い手対策事業補助金	笠間・西茨城森林組合補助金
	笠間地区建設高等職業訓練校協会補助金	良質材生産対策推進事業補助金	森林整備地域活動支援交付金
	中小企業労働者共済融資保証料補給補助金	笠間・西茨城森林組合補助金	間伐作業道補修費補助金
	自治金融・振興金融保証料補給補助金	笠間地区林業振興連絡協議会交付金	商工会振興事業補助金
	自治金融・振興金融利子補給補助金	森林整備地域活動支援交付金	岩間町くらしの会補助金
	笠間焼協同組合補助金（振興対策事業分）	友部町緑の少年団補助金	自治金融保証料補助金
	茨城県石材業協同組合連合会補助金	平地林保全整備事業補助金	天狗の郷・バザール d e いわま運営補助金

参 考 ( 現 況 等 )			
分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	中心市街地活性化推進事業補助金 笠間市工場誘致奨励金 笠間市観光協会補助金 笠間のまつり実行委員会補助金	友部町商工振興事業補助金 自治金融保証料補給金 工場誘致条例奨励金 北山桜まつり補助金 菊花会補助金	岩間町観光協会補助金 夏まつり補助金 ほたるの里づくり交付金 岩間町花き組合補助金
都市建設・ 上下水道	生垣設置奨励補助金 まちづくり教室補助金 水道整備困難地域に係る井戸設置等補助金 * 下水道事業関係については，友部・笠間 広域下水道組合	農業集落排水事業推進協議会補助金 農業集落排水維持管理組合補助金 農業集落排水設備工事補助金 * 下水道事業関係については，友部・笠間 広域下水道組合	工業用水道事業補助金 農業集落排水事業推進協議会補助金 排水設備融資利子補給
教育	笠間市学力向上対策協議会補助金 小学校県民交通災害共済団体加入補助金 中学校県民交通災害共済団体加入補助金 児童・生徒通学用ヘルメット購入補助金 育英基金奨学補助金 愛農学習農園補助金 遠距離通学費補助金 小・中学校地域改善対策入学支度費補助金 関東・全国大会出場補助金	友部町教育研究会補助金 小学校県民交通災害共済団体加入補助金 中学校県民交通災害共済団体加入補助金 小・中学校ヘルメット補助金 児童・生徒指導補助金 小学校社会科副読本作成補助金 小・中学校各種競技大会参加助成金 中学校各種クラブ活動助成金 茨城県中学校体育連盟学校負担補助金	岩間町教育研究会補助金 岩間町手をつなぐ親の会補助金 小学校県民交通災害共済団体加入補助金 中学校県民交通災害共済団体加入補助金 ヘルメット購入補助金 児童・生徒指導対策交付金 英語指導助手借家借上料助成金 総合的学習推進事業補助金 学校警察協議会補助金

参 考 ( 現 況 等 )

分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
	幼稚園就園奨励費補助金 地域改善対策入園支度費補助金 笠間市文化財愛護協会補助金 笠間史談会補助金 笠間市 P T A 連絡協議会補助金 笠間市地域女性団体連絡会補助金 笠間生活学校補助金 笠間市文化連盟補助金 笠間市文化祭・市民展覧会実行委員会補助金 笠間市地区公民館連絡協議会補助金 青少年育成笠間市民会議補助金 笠間市子ども会育成連合会補助金 いばらき青年の船事業参加補助金 笠間市体育協会補助金 笠間市スポーツ少年団補助金 全国スポーツ大会参加補助金	幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園運営助成金 町指定文化財管理助成金 友部町 P T A 連絡協議会交付金 友部町文化協会交付金 友部町子ども会育成連合会交付金 青少年育成支援事業助成金 友部町体育協会助成金 友部健康マラソン大会助成金 友部町スポーツ少年団助成金 全国アームレスリング選手権大会助成金	学校教育支援事業補助金 幼稚園特殊教育費補助金 学校緑化推進事業交付金 小・中学校共同宿泊学習補助金 視聴覚教育補助金 中学校各種競技大会参加者補助金 各種クラブ活動補助金 クラブ活動指導者補助金 生徒会リーダー研修会補助金 中学生社会体験事業補助金 立志式交付金 幼稚園就園奨励費補助金 幼稚園運営費補助金 指定文化財管理費補助金 名木巨木指定補助金 塙家住宅改修補助金 岩間町 P T A 連絡協議会事業費補助金 P T A 母親文庫事業費補助金 中高生父母の会事業費補助金 石岡ブロック高等学校 P T A 生徒指導委員 連絡協議会補助金 岩間町文化協会事業費補助金 生涯学習推進活動事業費補助金 岩間町地区公民館連絡協議会事業費補助金

参 考 ( 現 況 等 )

分類	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
			岩間町青年会事業費補助金 青少年育成岩間町民の会補助金 岩間町高校生事業費補助金 ミニ・コンサート事業交付金 成人式運営委員会交付金 岩間町子ども会育成連合会事業費補助金 長寿学校研修交付金 岩間町体育協会活動補助金 岩間町スポーツ少年団活動補助金 西郡大会練習補助金
議会	委員会活動費補助金 政務調査費交付金	各委員会交付金	各委員会交付金 政務調査費交付金

参 考 ( 現 況 等 )

1 先進地事例

合併（予定）年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成17年2月1日	城里町 (23,007人)	常北町 桂村 七会村	<p>補助金，交付金等の取扱いについては，従来からの経緯，実績とともに公共的必要性，効果，公平性の観点から見直しを行い原則として合併時までには次のとおり調整する。</p> <p>同一あるいは同種の補助金，交付金等については，関係団体の理解と協力を得て統一する。</p> <p>整理，統合できる補助金，交付金等については，廃止や統合に努める。</p> <p>それぞれの町村独自の補助金，交付金等については，従来の実績等を考慮し，補助金等の目的を明確にして，町域全体の均衡を保つように調整する。</p>
平成17年3月22日	坂東市 (58,673人)	岩井市 猿島町	<p>同種の補助金・交付金等については，原則として統一を図るよう調整するものとし，独自の補助金・交付金等については，従来からの経緯や実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。</p> <p>また，合併後においても，その事業目的や実績・効果並びに新市全体の均衡の観点から総合的に評価し，逐次調整を行うものとする。</p>

各種事務事業の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 1 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会  
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （ 案 ）

各種事務事業の取扱いについては、合併協議会で確認された「行政制度等の調整方針」に基づき下記の区分により調整するものとする。

- ( 1 ) 3 市町で同一の制度については、現行のとおり存続するものとする。
- ( 2 ) 3 市町の独自の制度又は内容に相違がある制度は、いずれかの市町の制度に統一するか、又は新規に創設するものとする。時期については、合併時を原則とするが、それにより難しい場合は合併後随時統一するものとする。
- ( 3 ) 全ての行政制度等の中で、新市において適切でないと判断する制度については、合併の前日をもって廃止するものとする。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日確認

協議第10号(継続)

新市建設計画(案)について

新市建設計画(案)について,別冊のとおり提案する。

平成17年3月12日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長 磯 良 史

新市まちづくり計画(案)  
(笠間市・友部町・岩間町合併建設計画)

平成 17 年 3 月

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

## 目 次

合併の必要性	1
新市の概要	3
1．位置と地勢	3
2．人口と世帯	4
新市建設計画の基本方針	6
1．計画策定方針	6
(1)趣旨	
(2)構成	
(3)期間	
(4)区域	
2．新市まちづくりの課題	6
(1)地域内の幹線道路網の拡充	
(2)恵まれた交通網の活用	
(3)福祉環境の充実	
(4)自然、歴史と文化を活かした交流拠点づくり	
(5)バランスのとれた産業の活性化	
(6)住民参画のまちづくりの推進	
(7)行財政運営の確立	
3．新市まちづくりの基本理念	9
4．新市の将来像	10
5．土地利用構想	11
(1)将来人口・世帯	
(2)整備・開発の方針	
(3)保全の方針	
分野別計画	13
1．都市基盤の整備	13
(1)幹線道路の整備	
(2)景観の整備	

( 3 ) 市街地の整備	
( 4 ) 土地利用	
2 . 保健・医療と福祉の充実	15
( 1 ) 保健予防・健康づくりの推進	
( 2 ) 地域福祉の充実	
( 3 ) 高齢者福祉の充実	
( 4 ) 児童福祉・子育て支援の充実	
( 5 ) 障害者（児）福祉の充実	
( 6 ) ひとり親家庭等の福祉の充実	
( 7 ) 低所得者福祉の充実	
3 . 生活環境の整備	17
( 1 ) 生活道路の整備	
( 2 ) 防犯体制の強化	
( 3 ) 交通安全体制の充実	
( 4 ) 消防・防災体制の充実	
( 5 ) 公園・緑地・河川の整備	
( 6 ) 上水道の整備	
( 7 ) 生活排水対策	
( 8 ) ごみ対策	
4 . 教育文化の充実	20
( 1 ) 幼児教育の充実	
( 2 ) 学校教育の充実	
( 3 ) 生涯学習の推進	
( 4 ) 文化の振興	
( 5 ) スポーツの振興	
( 6 ) 国際交流	
5 . 産業の振興	22
( 1 ) 農林業の振興	
( 2 ) 商業の振興	
( 3 ) 工業の振興	
( 4 ) 観光の振興	
6 . 住民参画の推進	24
( 1 ) 住民参画の強化	
( 2 ) 地域間交流の支援	

( 3 ) 男女共同参画の推進	
( 4 ) 情報公開の推進	
7 . 行財政の効率化 . . . . .	25
( 1 ) 安定した財政運営の確立	
( 2 ) 行財政改革の推進	
( 3 ) 情報化の推進	
公共的施設の統合整備 . . . . .	27
1 . 庁舎の位置付け	
2 . 既存施設の活用	
3 . 新たな施設の整備	
財政計画 . . . . .	28

## 合併の必要性

歴史、自然と文化に恵まれ観光資源が豊富な笠間市、ＪＲ常磐線を中心として交通網に恵まれた友部町、農業を中心とした発展から工業団地建設により産業的な発展が著しい岩間町、それぞれが地域の特徴を活かし発展を遂げてきました。

３市町の地域にはＪＲ常磐線・水戸線の２線が走り、また鉄道の結節点をもち、商圏や通勤・通学が盛んな生活圏を構成しています。

また、笠間市・友部町・岩間町で共有する事務組合も多く、生活環境も同一圏を構成しているなか、住民生活を支える行政サービスを構築するとともに、拡大していく行政ニーズに対応するためのまちづくりが必要になっています。

## 新たな行政需要への対応

地方分権の進展により、住民に最も身近な自治体である市町村には、行政需要を的確かつ自立的に判断し、サービスの内容や水準を高めていくことが求められています。

特に、地方分権による権限移譲に伴い、さらに新しい分野での専門的な技術や事務事業の増加に伴った行政の対応能力が必要になっています。

また、少子高齢化や情報化の進展、男女共同参画の高まりなどの社会情勢の変化に伴い、行政に対する住民ニーズは複雑・多様化しており、これらの行政需要に的確に対応していくことが求められています。

さらに、政策の企画立案能力を高め、行政課題に対して横断的・総合的に対処していくとともに、専門職員の確保・育成などの行政能力全般の強化が必要になっています。

このため、市町村合併によるスケールメリットを、組織体制に反映するとともに十分な政策執行体制を確保していく必要があります。

## 財政基盤の強化

少子高齢化社会の到来により、高齢者の医療や福祉面での行政需要の変容・増大は避けられないものとなっており、対応すべくマンパワーの確保、救急医療体制の拡充、充実した介護サービスの提供が求められます。また、子育て支援に対する行政支援も質、量の面で緊急の課題となっております。

このように、医療、福祉面での行政需要、支出が増大する中で新市の財政基盤を強化するという課題を克服するためには、経費節減を始め行財政改革に取り組んで行かなければなりません。

## 地域間競争への対応

今後の自治体のあり方は、住民サービスの質の向上を目指していくばかりでなく、地域内の資源を最大限に活用して地域アイデンティティの確立にも努めていかなければなりません。

また、茨城県の中央部に位置し、JR鉄道や高速道路などの交通網が整備されている優位性を活かし、国や県などが地域内で実施している重点プロジェクトを推進するとともに新たなプロジェクト事業の誘致に力を入れ、合併効果をまちづくりや行政サービスに反映し、競争力のある自治体の構築を図る必要があります。

【表 1】広域行政の現況

市町名	消防	火葬	介護	ごみ	下水道	し尿
笠間市				単独		
友部町						
岩間町					単独	

資料：市町村概要

笠間地方広域事務組合

笠間地方介護認定審査会

友部町岩間町介護認定審査会

友部地方広域環境組合

友部・笠間広域下水道組合

筑北環境衛生組合

茨城地方広域環境事務組合

## 新市の概要

### 1. 位置と地勢

新市は、茨城県の中央部に位置し、首都圏から約100 Km、県都水戸市に隣接し、総面積は、240.25 Km<sup>2</sup> (笠間市131.61 km<sup>2</sup> 友部町58.71 km<sup>2</sup>、岩間町49.93 km<sup>2</sup>) となります。

区域は、東西約20 km、南北約25 kmで構成され、北部は栃木県、西部は岩瀬町に、東は水戸市・茨城町、南は八郷町・美野里町に隣接することになります。

地勢は、新市の北西部に八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯で、愛宕山はその南端に位置し、北西部から東南部にかけて、概ね平坦な台地が広がり、本地域の中央を洵沼川が北西部から東部にかけて貫流しています。

気候は、冬は乾燥する晴天が多く、夏は気温も湿度も高い太平洋型の気候となっています。

### 新市の位置



## 2. 人口と世帯

平成12年の国勢調査による3市町の総人口は82,358人(笠間市30,076人、友部町35,557人、岩間町16,725人)で、昭和55年の国勢調査と比較すると9,288人増加しています。

しかし、今後の人口推移は、全国的にも平成19年をピークに減少傾向に転じるものと推測されており、本地域においても伸び率は鈍くなるものと予測されます。

総世帯数は25,911世帯(笠間市9,257世帯、友部町11,534世帯、岩間町5,120世帯)で、昭和55年の国勢調査時と比較すると7,154世帯増加しています。

1世帯あたりの人口の推移は、昭和55年の国勢調査時と比較すると、3.90人から平成12年には3.18人に減少しています。今後もこの傾向は続き年々核家族化が進展していくものと予測されます。

階層別人口では、平成12年の年少人口が15.15%、生産年齢人口が66.9%、老年人口が18.36%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると年少人口の減少と老年人口が増加しています。

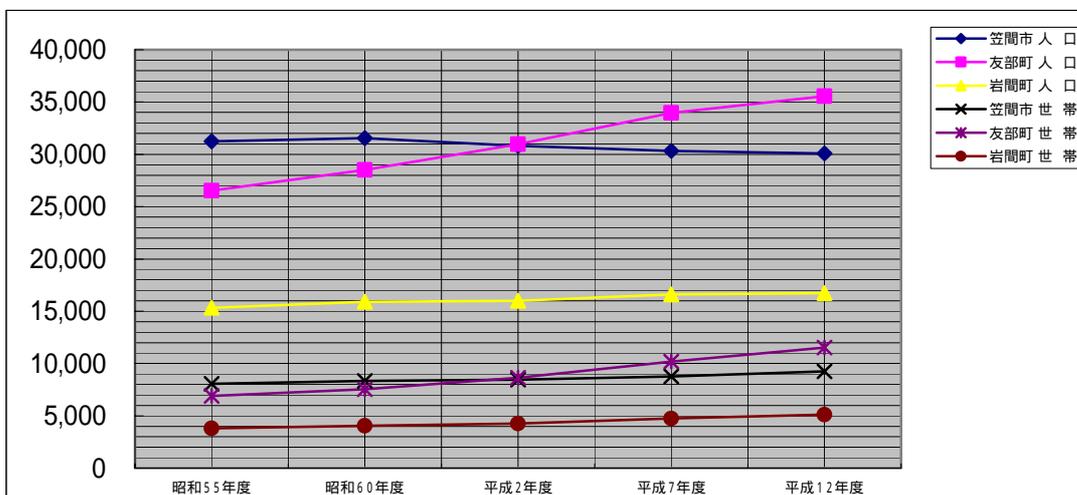
就業人口は、平成12年は第1次産業就業者が8.74%、第2次産業就業者が32.99%、第3次産業就業者が58.00%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると、第1次産業就業者が減少し、第3次産業就業者が増加しています。

【表2】 人口と世帯の推移

(総人口:人, 世帯数:世帯, 1世帯あたりの人員:人/世帯)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	73,070	75,963	77,782	80,903	82,358
世帯数	18,757	19,945	21,358	23,696	25,911
1世帯あたりの人員	3.90	3.81	3.64	3.41	3.18

資料: 国勢調査



【表3】年齢3区分別人口の推移

(上段:人, 下段:%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
人 口	73,070	75,963	77,782	80,903	82,358
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 0～14歳	17,103	16,796	15,036	13,904	12,481
構成比	23.41	22.11	19.33	17.19	15.15
生産年齢人口 15～64歳	48,176	50,445	52,230	54,073	54,757
構成比	65.93	66.41	67.15	66.83	66.49
老年人口 65歳以上	7,740	8,707	10,475	12,926	15,117
構成比	10.59	11.46	13.47	15.98	18.36
年齢不詳	51	15	41	0	3
構成比	0.07	0.02	0.05	0.0	0.0

資料:国勢調査

【表4】産業別就業者人口の推移

(上段:人, 下段:%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
就 業 者	36,176	37,931	39,322	41,467	42,177
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	8,217	7,090	5,224	4,238	3,685
(%)	22.71	18.69	13.29	10.22	8.74
第2次産業	11,277	12,339	13,640	14,409	13,910
(%)	31.18	32.53	34.68	34.75	32.99
第3次産業	16,677	18,471	20,418	22,770	24,462
(%)	46.10	48.70	51.93	54.91	58.00
分類不能	5	31	40	50	120
(%)	0.01	0.08	0.10	0.12	0.28

資料:国勢調査

## 新市建設計画の基本方針

### 1．計画策定方針

#### (1) 趣旨

本計画は、笠間市、友部町、岩間町が合併して新たに誕生する新市のまちづくりを進めていくための計画とし、新市の発展と住民福祉の向上を図るものとします。

また、この計画は、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるための前提となるものです。

#### (2) 構成

本計画は、新市建設の基本構想とそれを具体化するための分野別計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

#### (3) 期間

本計画の期間は、平成17年度から平成27年度までの11カ年計画とします。

#### (4) 区域

本計画の区域は、3市町の全区域とします。

### 2．新市まちづくりの課題

笠間市は歴史、自然、文化芸術に特徴をおき、笠間焼や石材工業の地場産業を加えて観光都市として発展してきました。

友部町は、交通の要所として地理的にも恵まれおり、通勤・通学のための住宅地として発展してきました。

岩間町は、農業の近代化と付加価値のある農産物推奨により、農業経営基盤を拡充するとともに、近年は、工業団地の企業活動を中心に工業生産額が著しく伸びています。茨城県の中央部に位置し、首都圏にも近く恵まれた地理的条件をもつ新市が、産業と生活環境のバランスを保ち、また、観光面にも優れた機能を有する都市としてさらに充実、発展していくためには次のような課題解決が必要になります。

#### (1) 地域内の幹線道路網の拡充

本地域は平坦地であり、可住地面積が136.7 km<sup>2</sup>（平成16年3月現在県内第3位）と多いことから地域内の移動は、主に自動車に依存している状況ですが、本地域の中心を流れる涸沼川やJR各線などにより、市街地間の交流が分断されているという課題がみられています。

そこで、新市の一体感を醸成する意味でも各地区の市街地を結ぶ幹線道路を早急に整備する必要があります。

#### (2) 恵まれた交通網の活用

本地域は、JR常磐線と水戸線、常磐自動車道と北関東自動車道が走り、6駅、2つのインターチェンジを有し、また、新たに2つのインターチェンジが設置される予定になっており、交通の利便性がさらに高まる地域になることから「ひと」「もの」の交流を活発化させることが、新市の発展を象徴するうえで重要な課題となります。

#### (3) 福祉環境の充実

本地域は、茨城県立の中央病院・地域がんセンター、友部病院、リハビリテーションセンター及び友部町立国保病院の公立医療機関が設置され、また、民間の一次医療機関が立地し、県内・地域内の開業医と連携した医療分野が拡充されています。

さらに、3市町に設置されている保健センターは拠点施設として、積極的に予防医療の提供に努めているところです。

これらの福祉施設や福祉資源を有機的に結びつけ、安心して子育てができる環境、高齢者が生活しやすい環境を充実し、住民が元気で生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

#### (4) 自然、歴史と文化を活かした交流拠点づくり

本地域においては、吾国愛宕県立自然公園の吾国山や愛宕山、笠間県立自然公園の佐白山、北山など豊かな自然環境が保たれています。また、多くの国指定の文化財や史跡を有しており、自然、歴史と文化いずれの面でも恵まれている地域と言えます。これら育まれてきた地域独自の文化や伝統は、観光資源としても活用されてきました。

これら、地域の特徴は住民にとって潤いのある生活空間を形成するだけでなく、新市が目指す交流拠点の形成にも重要な要素となります。

このようなことから、新市においても地域の特徴を活かし、自然と調和したまちづくりを進める必要があります。

#### (5) バランスのとれた産業の活性化

本地域は、水戸市を中心とする圏域及びつくば市・土浦市を中心とする圏域に近接していることから、地域資源の有効活用に乏しく、このため農業や商工業など産業全般のバランスを保ち、観光資源を活用して発展していくまちづくりが求められています。

農業については、特産品の創出や地産地消を推進するとともに、近代化や付加価値の高い経営を促進するなど、経営基盤の強化と競争力のある農産物を生産していく必要があります。

商業については、既存の商店街、商業者にとって厳しい環境となっていることから、個別の差別化を図るなど、地域や商品流通の商業形態に柔軟に対応していく必要があります。

工業については、地理的優位性や恵まれた交通網を活用して、企業の経営拡大や新規の企業が立地しやすい環境を整えるなど、産業基盤を強化するとともに、地場産業を育成していくことが必要になります。

#### (6) 住民参画のまちづくりの推進

新市のまちづくりを進めていくため、3市町の住民の一体感を早期に醸成しながら、施策を積極的に展開していくことが最も重要になります。

このため、住民意向を反映した施策の展開を図るとともに、地域のボランティア団体など様々な主体と連携・協力しながら住民参加型のまちづくりを進めていくことが必要になります。

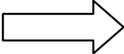
#### (7) 行財政運営の確立

社会環境の変化により住民ニーズは多様化の一途をたどるなかで、きめ細かな施策の提供は難しい状況になっています。

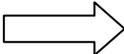
新市では、早期に効率的な組織体制を確立し、職員の政策能力や専門性を高めるなど、行政サービスの向上を図るとともに、効率的な財政運営を行い、併せて合併効果を反映させ、安定する財政基盤の確立を図る必要があります。

### 3. 新市まちづくりの基本理念

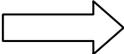
茨城県の中央部に位置し、鉄道や高速道路など高速交通網が発達している地理的優位性を十分に発揮し、新市が21世紀にふさわしい陸・海・空を結ぶ地域となるまちづくりを進めます。

 **地理的・交通優位性を活かしたまちづくり**

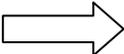
少子高齢化社会に対応した、保健・医療、福祉の充実に努めるとともに、防犯・防災体制を充実し、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

 **住民が安心して暮らせるまちづくり**

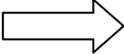
自然に恵まれ育んできた文化を活かし、交流拠点となるまちづくりを進めます。

 **環境に恵まれた交流拠点づくり**

住民の一体感が早期に醸成され、住民が主体となって取り組むまちづくりを進めます。

 **住民協働のまちづくり**

広域化・複雑多様化する行政需要に対応できる行財政の基盤強化に努めます。

 **行財政の基盤強化**

#### 4. 新市の将来像

新市を建設していくため、まちづくりの基本理念をもとに、いままで以上に行政と住民のパートナーシップを強め、相互理解のもと、地理的優位性を活かした「笠間市」を築いていくことが必要になります。

新市の重点ビジョン及び将来像を次のとおり定めるものとします。

##### 【新市まちづくりの重点ビジョン】

- ・ 恵まれた交通基盤を活かしたまちづくり

##### 【新市の将来像】

- ・ 住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市

この将来像は、茨城県の中央部に位置する地理的優位性を最大限に発揮し、「陸」（恵まれた鉄道、高速道路網）・「海」（常陸那珂港を結ぶ北関東自動車道）・「空」（百里飛行場を結ぶ道路）を結ぶ地域として、これまで育んだ文化や伝統を活かし、住みよい環境づくりに努め、情報発信に力を入れたまちづくりを目指すものです。

## 5. 土地利用構想

新市は平坦な地形が広がる地域となっていることから、JR鉄道網や高速自動車道、国道及び県道など広域幹線道路を中心として道路網が整備されてきました。

友部地区では宅地開発が進み、笠間地区では商業の集積化が図られ、岩間地区では工業団地が整備され、地域の特長を活かした土地利用が行われてまいりました。

このような経過を踏まえ、今後の土地利用についても、3市町がすでに策定している都市計画マスタープラン等を活用し、開発及び保全のバランスを十分考慮して、民間活力と連携しながら進めてまいります。

### (1) 将来人口・世帯

新市の将来人口については、少子高齢化や過去の人口構成等の変化を踏まえ、10年後は約84,000人と想定します。

年齢階層区分については、今後も高齢化がこの地域においても進むことから年少人口(0～14歳)約12.9%、生産年齢人口(15～64歳)約61.2%、老年人口(65歳以上)約25.9%と見込みます。

世帯の構成も核家族化が進むものと想定します。

### (2) 整備・開発の方針

新市では、笠間地区上加賀田地内の北関東自動車道拠点整備事業、友部地区北川根地内の総合流通センター整備事業、岩間地区常磐自動車道岩間IC周辺の開発事業など、開発予定地域が存在し、これからも環境保全に注意し民間活力等を活かして整備を進めるものとします。

都市施設については、新市の一体感を早期に醸成する広域交通網を整備するとともに、観光資源のアクセスを強化するなど、地域が安定して発展できるよう配慮するものとします。

### (3) 保全の方針

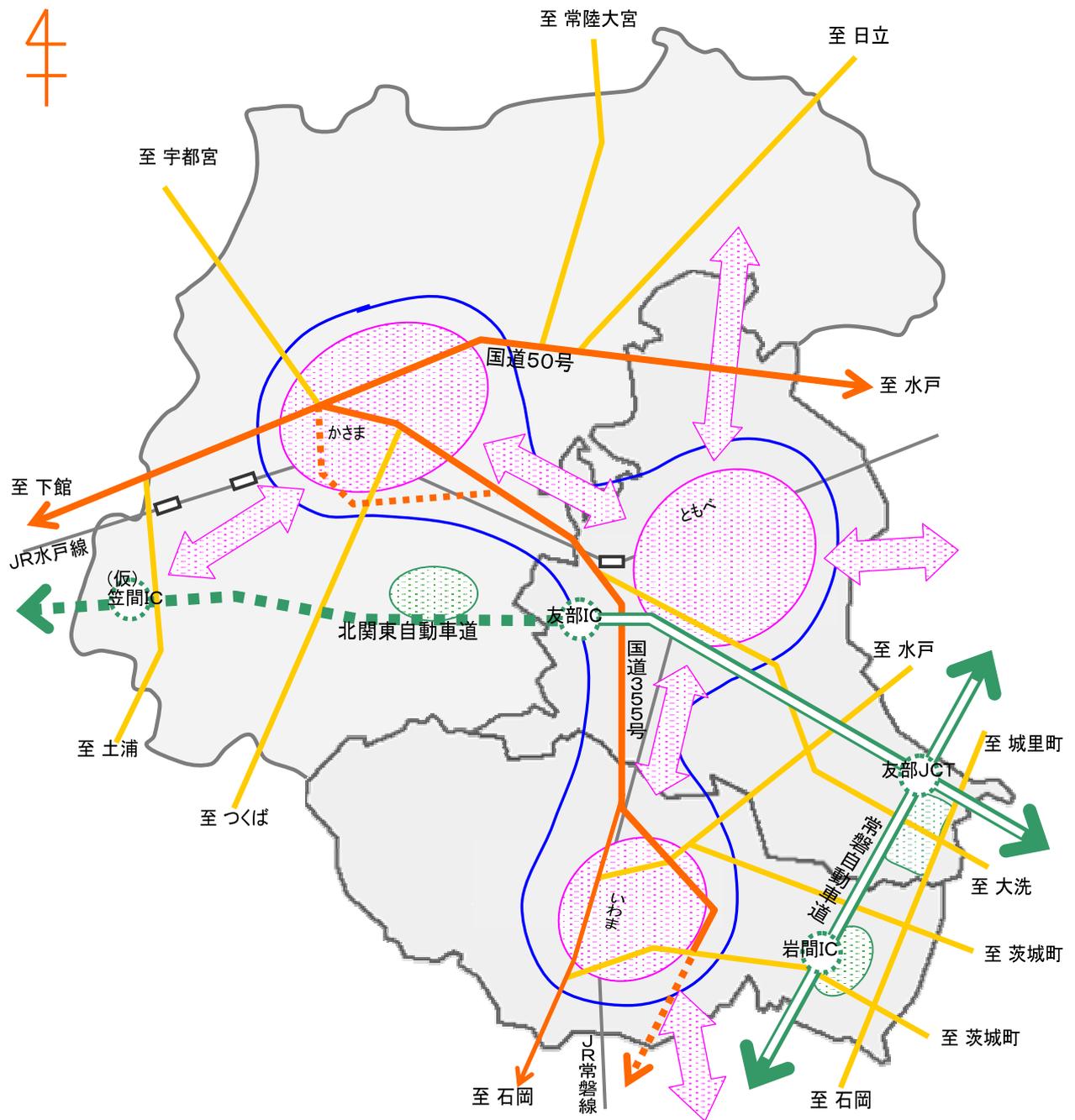
本地域は、吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域に代表されるように自然環境に恵まれた地域となっており、また、全域的に農地が保全されるなど豊かな自然環境が残されています。これらは観光レクリエーション面でも優位な要素となっていることから、今後とも自然環境の保全に努めるものとします。

【表5】地目別土地利用

(面積：㎡，構成比：%)

	田	畑	宅地	山林・原野	その他	計
面積	29,424	35,661	21,263	90,156	63,746	240,250
構成比	12.2	14.8	8.9	37.5	26.6	100.0

# 土地利用構想図



凡 例			
	高速道路		市街地
	一般国道		市街地の連携
	主要地方道		
	鉄 道		

## 分野別計画

新市のまちづくりを効果的に進め「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」実現のため、分野別の施策を次のように展開していくものとします。

### 1. 都市基盤の整備

#### 【基本方向】

新市のもつ地理的優位性を生かしたまちづくりを進めるために、広域幹線道路と地域内の幹線道路を整備し地域の一体化を容易にするなど、合併効果を高めるものとします。

また、既に着手している駅周辺整備については引き続き推進するとともに、地域内の均衡ある発展を図る市街地整備を進めるものとし、その際にユニバーサルデザインの理念を反映し人にやさしいまちづくりに努めます。

#### (1) 幹線道路の整備

新市発展の基盤となる北関東自動車道及び国道50号や国道355号バイパス等の都市施設の早期整備を促進します。

国道、主要地方道及び一般県道については、新市内外の連携強化や一体的なコミュニティ形成を図る重要な広域幹線道路として整備を促進します。

新市の一体感を醸成し合併効果を高めるために、各地区の市街地を結ぶ幹線道路を整備します。

#### (2) 景観の整備

地域の歴史・文化を生かすために歴史的な建造物保存や町並み景観の整備に努めます。

新市の一体化を図り来訪者への安らぎを提供するために、公共施設等のサイン計画を推進します。

#### (3) 市街地の整備

交通の利便をさらに高めるために、駅周辺の整備を推進します。

均衡ある発展のために区画整理事業等市街地整備を進めます。

#### (4) 土地利用

国土利用計画に基づき、整備、開発及び保全のバランスに配慮した土地利用を進めます。

市街地に隣接する畜産試験場跡地など大規模公有地（県有地）について、新市のまちづくりに活用すべく茨城県とともに検討していきます。

友部地区の総合流通センター整備事業や笠間地区の北関東自動車道拠点整備事業を促進します。

【主な事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	幹線市道の整備 都市計画道路の整備 橋梁整備・架け替え事業
景観の整備	歴史的な町並みづくりの推進 サイン計画の推進
市街地の整備	駅周辺の整備 土地区画整理事業の推進
土地利用	都市計画マスタープランの策定 都市計画図の作成 大規模公有地活用のための協議 総合流通センターの整備促進 北関東自動車道拠点の整備促進

【国・県事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	国道355号のバイパス整備 主要地方道宇都宮笠間線の整備 主要地方道日立笠間線の整備 主要地方道土浦笠間線の整備 主要地方道大洗友部線のバイパス整備 都市計画道路宿大沢線の整備 主要地方道水戸岩間線の整備 一般県道平友部停車場線の整備 一般県道上吉影岩間線のバイパス整備

## 2. 保健・医療と福祉の充実

### 【基本方向】

少子高齢化社会が進展していくなかで、次世代育成支援施策や高齢者の生きがい対策を強化するとともに、多様化している住民ニーズに対応する施策展開を図り、地域の特性を活かして活力ある地域を育てていくものとします。

特に、友部地区では医療、福祉施設が整備されており、これらの施設の活用と連携を図ります。

#### (1) 保健予防・健康づくりの推進

各地域にある保健センターを核として、住民が健康で生活できる健康増進策を強化します。

また、健康づくりの施策を計画的に進めるため「健康日本21市町村計画」を策定します。

医療ニーズの多様化、高度化に対応した総合的な地域医療提供体制確立のため、医療機関相互の機能分担、連携強化や医療環境の整備を推進するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

#### (2) 地域福祉の充実

地域福祉活動の基本となる新市の「地域福祉計画」を策定します。

地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援・強化します。

合併に伴う行政区域の広域化に対応し、交通弱者が利用しやすい福祉バス等の運行区域の拡大を検討します。

#### (3) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉施設の整備など介護サービス提供体制の充実やサービス内容の向上を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

高齢者が要介護にならず自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援の提供を行います。

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活が送れるように、シルバー人材センターや高齢者クラブ等への支援を行います。

#### (4) 児童福祉・子育て支援の充実

3市町で策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、計画的かつ総合的な子育て支援施策を推進します。

公立保育所と私立保育所の連携を図り、保育内容の充実を図ります。

地域における子育て支援ネットワークづくりを進め、共働き世帯への支援となる放課後児童クラブや子育てサポート事業を充実します。

( 5 ) 障害者（児）福祉の充実

障害者（児）の社会参加を促進するため、障害者の就労支援と在宅サービスの充実を図ります。

障害者支援費制度に基づくサービスの充実や利用促進を図ります。

障害者福祉施設や相談体制の充実を図るとともに、障害者（児）福祉団体の支援を進めます。

( 6 ) ひとり親家庭等の福祉の充実

ひとり親家庭や父母のいない児童などが安心して生活できるよう、生活や子育てに対する不安を解消するとともに相談・指導体制の充実に努めるなど、生活安定と自立を促します。

( 7 ) 低所得者福祉の充実

就労や社会参加等を促し、対象者の自立を支援するとともに、相談体制を充実させるなど精神的な支援を行います。

【主な事業】

項 目	事 業
保健予防・健康づくりの推進	健康日本21市町村計画の策定 健康推進事業の実施 医療福祉費支給制度の充実（未就学児童） 母子保健事業の推進
地域福祉の充実	地域福祉計画の策定 社会福祉協議会の支援 地域ケアシステムの推進
高齢者福祉の充実	福祉バス等の運行 在宅支援センターへの支援 介護予防事業の推進
児童福祉・子育て支援の充実	次世代育成支援行動計画の実施
障害者（児）福祉の充実	障害者基本計画の策定 障害者支援制度の充実
ひとり親家庭等の福祉の充実	相談・指導体制の充実
低所得者福祉の充実	支援、相談体制の充実

### 3. 生活環境の整備

#### 【基本方向】

生活の快適性を実現し、住み良いまちを目指していくため、生活道路の整備、防犯・防災対策、交通安全対策、生活排水対策等を推進し、自然と調和する環境を維持するものとします。

また、生活環境づくりには一人ひとりの住民が重要な役割を担うことから、自然環境等について住民の意識高揚を図ります。

さらに、消費者トラブルが増加していることから、消費者啓発、相談の実施に努めます。

#### (1) 生活道路の整備

市内の生活道路は、幹線道路の整備に併せて計画的に整備を進めます。

歩行者・自転車が安全に通行できる歩車道を分離した道路の整備を進めます。

#### (2) 防犯体制の強化

防犯灯等の整備に努めるほか、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

警察・防犯団体・地域が連携して日ごろからの防犯対策の推進、防犯意識の啓発を図ります。

安心して安全な教育環境・子育て環境を築くために、幼稚園や保育所及び小中学校等の警備体制と安心できる通学環境の整備に努めます。

#### (3) 交通安全体制の充実

交通安全施設等の整備に努めるほか、安全な交通環境を整備します。

警察、交通関係団体、地域が連携して日頃からの交通安全対策の推進、交通安全意識のPRを図ります。

#### (4) 消防・防災体制の充実

防災計画等に基づき、防災設備や防災活動拠点を確保し、防災体制の強化・消防器具の充実を図り、併せて避難所を確保し災害に強いまちづくりを進めます。

常設消防と非常設消防団の連携を強化し、消防体制の充実を図ります。

#### (5) 公園・緑地・河川の整備

生活を豊かにするための都市公園整備を進めます。

吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園や野口池自然環境保全地域など、新市の自然環境の保全に努めます。

新市の中心部を北部から南東部に貫流する涸沼川については、安全性と快適性を確保した治水事業を推進するとともに、市民の憩いの場として有効活用を図ります。

#### (6) 上水道の整備

「安全でおいしい水」を安定的に供給するため、水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の一元的管理を図るものとします。

老朽施設の整備改善を進めるとともに、未加入世帯の解消を図ります。

#### (7) 生活排水対策

一部事務組合と町単独で進めてきた公共下水道事業については、組織を一本化することによってより効率的な事業運営を図ります。

快適で住みよい環境づくりと公共用水域の水質の保全を図るため「生活排水ベストプラン」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業により効率的な生活排水対策を行っていきます。

#### (8) ごみ対策

友部・岩間地区のごみについては友部地方環境組合で、笠間地区については単独で委託しておりますが、今後は新たに供用となるエコフロンティアとの連携を図ります。

ごみに対しては減量が最大の効果であることを基本として、3Rの意識を徹底します。

3R : reduce (減量) reuse (再利用) recycle (循環)

【主な事業】

項 目	事 業
生活道路の整備	生活道路の整備
防犯体制の強化	防犯灯設置事業 学校、幼稚園、保育所の安全警備事業
交通安全体制の充 実	交通安全啓発事業 交通安全施設整備事業
消防・防災体制の 充実	消防車両等整備・更新 消防水利（消火栓・貯水槽）の整備
公園・緑地・河川 の整備	都市公園の整備 緑の基本計画策定
上水道の整備	上水道事業 施設の維持管理及び一元化
生活排水対策	公共下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽設置の推進
ごみ対策	3Rの推進 生ごみの容器（堆肥化）補助事業

【国・県事業】

項 目	事 業
公園・緑地・河川 の整備	笠間芸術の森公園整備事業 涸沼川河川改修事業

## 4．教育文化の充実

### 【基本方向】

地域社会づくりのためには、次世代を担う人材の育成は重要であり、学習の場となる幼稚園・小中学校の教育環境を整えるものとします。

また、住民の学習意欲を満たし文化やスポーツ振興を図るため、各種施設の機能を高め有効活用を図ります。

#### (1) 幼児教育の充実

少子化現象を考慮し、新市での公立幼稚園と私立幼稚園の連携をさらに強化します。

#### (2) 学校教育の充実

小学校と中学校の一貫性を図るため、継続性のある教育環境の整備を推進します。

義務教育施設について、建築経過等を踏まえ新築又は改築を計画的に実施します。

学校敷地内や登下校時の防犯対策及び安全対策を強化します。

#### (3) 生涯学習の推進

中央公民館など、地域に整備されている生涯学習施設の連携や有効活用を図るとともに、開設講座等の充実を図ります。

3市町に設置されている図書館の連携を図り、図書検索システムを導入するなどサービスの充実を図ります。

#### (4) 文化の振興

有形・無形の文化財をはじめ、伝統ある行事・祭事・遊び・工芸・伝承など身近な生活文化、地域文化を積極的に保護し広く内外に発信します。

新市には、芸術の森公園、芸術の村、日動美術館など優れた芸術文化施設が設置されており、これらの施設から広域的視点で新たな芸術文化創造の芽を育てるとともに、国際的な視野に立つ芸術文化を振興し、地域のブランド力を高めるものとします。

#### (5) スポーツの振興

笠間地区総合公園をはじめ各地域に整備された既存施設を中心として、学校施設なども活用したスポーツの振興を図ります。

施設利用予約システムについて、その利用促進を図ります。

気軽に親しめる機会の拡大のため、スポーツイベントの充実や関係団体の育成、支援を図り、スポーツ少年団等の交流を促進します。

(6) 国際交流

国際交流協会などの組織を軸に市民や企業と連携し交流事業を活発化します。

国際理解の意識高揚のための環境づくりを、学校教育や高度情報利用（インターネットなど）を通じて進めます。

【主な事業】

項 目	事 業
幼児教育の充実	就園奨励費による助成
学校教育の充実	小・中学校施設の耐震化及び改修事業 給食施設の充実 情報教育（コンピュータ）の充実 地域の特色を生かした教材の作成
生涯学習の推進	公民館活動の支援 図書館の書籍検索システムのネットワーク化
文化の振興	市民文化祭の充実 国際陶芸イベント開催
スポーツ振興	各種イベントの開催 スポーツ施設予約システムの利用促進
国際交流	国際交流協会への支援

## 5 . 産業の振興

### 【基本方向】

新市は、新規の企業を誘致するとともに地域内での既存産業を育成するなど、企業集積の拡大を図り、地域の活性化と雇用の促進を図るものとします。また地域ブランドを活用して農産物振興に結び付けるものとします。

#### ( 1 ) 農林業の振興

友部・岩間地区の栗を中心とした果樹栽培、菊をはじめ付加価値のついた花卉栽培については、観光業との連携により新たな産業の視点での展開を図ります。

クラインガルテン（笠間地区・本戸）を中心として農村と都市住民の交流を推進します。

地産地消型の農業を進めることにより、生産者と消費者の連帯感が生まれ、安心できる農産物の生産と安定的な農業振興を図ります。

土地改良事業の推進により生産基盤を確立します。

農村集落排水事業の推進を図り、農村の生活環境の改善に努めます。

畜産糞尿の処理施設や農業集落排水汚泥処理施設の整備に努め、汚泥などを肥料として、農地への還元を図り循環型農業を進めます。

林業振興のために支援を行います。

#### ( 2 ) 商業の振興

自治金融、振興金融制度の活用を推進するなど、商業者の経営を支援します。

既存商店街に対しては自主性を前提として、中心市街地活性化計画に基づいて支援します。

地域商業拠点と連携したまちづくりを進めます。

#### ( 3 ) 工業の振興

恵まれた道路網や地理的な好条件を活かして、企業誘致を積極的に推進します。

物流機能の高度化を図るため、新市の立地条件を活かせる総合流通センターの整備を促進します。

石材工業、窯業を中心に特徴ある地場産業の育成、支援を行なうものとします。

#### (4) 観光の振興

地域内の観光のネットワーク化を図ります。

吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域など恵まれた自然環境を観光レクリエーション面での活用を図ります。

クラインガルテンを核としてグリーンツーリズムに取り組み、新たな視点からの観光振興を進めます。

既存の観光イベントを継続発展させていきます。

ブランド力のある域内の果樹や花卉を観光に活用します。

市内外の交流人口の拡大を図るなどマンパワー - を活用したまちづくりを進めるとともに「笠間ファンクラブ」の PR によりリピーターの拡大を図ります。

#### 【主な事業】

項 目	事 業
農林業の振興	観光業との異業種交流推進 グリーンツーリズムの推進 土地改良事業の推進 地産地消型農業の推進 循環型農業の推進
商業の振興	振興金融、自治金融制度活用の促進 中心市街活性化事業の支援
工業の振興	企業誘致の推進 総合流通センターの整備促進 地場産材の活用
観光の振興	観光のネットワーク化 グリーンツーリズムの推進 イベントの推進、支援 笠間ファンクラブの推進

## 6. 住民参画の推進

### 【基本方向】

活力ある新市を構築していくため、行政運営に住民の意向を反映し、魅力的な地域社会の醸成に努めるものとします。

特に、実践されている「住民との協働」をさらに発展させます。

#### (1) 住民参画の強化

住民参画を促すために、新市の住民の一体化を図るとともに、地域コミュニティ活性化を図ります。

笠間地区の「まちづくり教室」、友部地区の「友部学」が住民参画の牽引となっていることから、これらの住民参画活動の芽を引き続き拡大発展させます。また、各地域で育んできた、住民活動を大切に生かします。

#### (2) 地域間交流の支援

新市の一体感を醸成するために、スポーツや文化面でのイベントを積極的に開催します。

#### (3) 男女共同参画の推進

一人ひとりの違いを認め、互いの人権を尊重しながら家庭、地域、学校等で男女共同参画意識を普及させます。

男女共同参画によるまちづくり推進のために、あらゆる分野での女性の参加を積極的に推進します。

#### (4) 情報公開の推進

住民参画を進める上で、行政と住民が情報を共有することは重要な要件となっていることから、積極的に情報を公開します。

### 【主な施策】

項目	事業
住民参画の強化	まちづくり活動の推進
地域間交流の支援	新市が一体となって行うイベントの開催
男女共同参画の推進	新市男女共同参画基本計画の策定
情報公開の推進	パブリックコメントの充実 情報公開の推進

## 7. 行財政の効率化

### 【基本方向】

地方分権社会や多様化する行政ニーズに対応し、潤いのある市民生活をサポートできる行政サービスを提供していくとともに、合併の効果を組織や財政基盤に反映させ、県央地域の拠点となる自治体を構築していくものとします。

#### (1) 安定した財政運営の確立

経済状況が厳しさを増すなか、各施策や事業の緊急性、必要性を評価し、効率よい合併特例債を最小限にとどめ地域間の格差解消に活用します。

コスト意識の徹底、重複投資等の回避など支出の抑制、経費節減を徹底します。

公共施設等の統廃合などにより、重複施設の維持管理経費を抑制するなど、効率的な財政運営を行うものとします。

#### (2) 行政改革の推進

これまで3市町で進めてきた行政改革を、合併を契機としてさらに推進に努め職員の給与及び職員数の適正化、事務事業の見直し（事務事業評価制度等）民間委託や民間資金の活用（PFI）等に取り組み、得られた効果を専門職の配置や組織づくりに生かします。

住民サービスの向上を図るために、本庁舎、支所ともワンストップサービスに努めます。

#### (3) 情報化の推進

効率的な行政運営や窓口サービスなど住民サービスの利便性の向上を図るため各庁舎や公共施設のネットワーク化や各種申請・届け出等の電子化などを進め、電子自治体の実現を図ります。

IT社会の進展に対応した利便性の高い社会づくりを図るため、地域格差のない高速大容量通信網の利用環境の整備に努めます。

【主な事業】

項 目	事 業
安定した財政運営の確立	補助金の見直し 公共工事のコスト削減
行政改革の推進	行政改革大綱の策定 定員適正化計画の策定 職員給与の適正化 庁舎（本庁及び支所等）の改修 新市総合計画の策定 ワンストップサービスの導入
情報化の推進	IT化の推進（情報システムの統一） セキュリティ、情報管理の徹底

## 公共的施設の統合整備

公共施設の統廃合については、既存施設が住民生活に直結していることから住民に与える影響を十分考慮した上で、維持・管理面での経費節減、地域間の格差を解消することを念頭においての運営とします。

### 1．庁舎の位置付け

庁舎については、現在の友部町庁舎を本庁とし、笠間市庁舎、岩間町庁舎は総合的な機能を持つ支所とします。行政改革の推進を視野に、庁舎の増改築については最小限とします。

### 2．既存施設の活用

既存施設については、効率的な行政運営を推進していくなかで、複合施設など施設のあり方について検討するとともに、住民ニーズを取り入れながら改築または施設機能の充実に努めるものとします。

また、重複する施設については、それぞれの機能分担を明確にして住民の利便性の確保を図っていきます。

### 3．新たな施設の整備

快適な住民生活に寄与し、新市の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じて格差解消を図るため、必要に応じて新たな公共施設整備を進めていきます。

## 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から平成27年度までの11カ年について、歳入・歳出の項目ごとに平成17年度の予算を基本に、普通会計について作成したものです。

### 【歳入】

#### (1) 地方税

地方税については、現行の税制度を基本に推計しています。

#### (2) 地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）により算出するとともに、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置を見込んでいます。

特別交付税については、平年を基準に新市に対する包括的な特別交付税措置を見込んでいます。

#### (3) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、一般行政経費分を平成17年度予算などにより算定し、新市建設計画に基づく諸事業に係る財政支援措置（合併特例交付金等）を見込むものです。

#### (4) 繰入金

繰入金については、財源を調整するための財政調整基金等を見込むものです。

#### (5) 地方債

地方債については、新市建設計画に基づく諸事業に伴う合併特例債や現行の地方債制度による地方債充当を見込むものです。

### 【歳出】

#### (1) 人件費

人件費については、退職者の補充を抑制することにより、一般職員の人件費の削減を見込むとともに、合併による特別職職員の減員を考慮し、推計しています。

#### (2) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえ新市における福祉事務所の設置や福祉制度の拡大に伴う経費や生活保護費の増加及び少子高齢化の影響を勘案し推計しています。

#### (3) 公債費

公債費については、既発行の地方債に係る償還予定額に、新市建設計画に基づく諸事業に伴う地方債（合併特例債等）等の発行を見込み推計しています。

( 4 ) 物件費

物件費については、平成 17 年度予算を基本に、新市建設計画に基づく諸事業に係る臨時的な経費を勘案し、加え見込むものです。また、合併による節減効果を見込み推計しています。

( 5 ) 積立金

積立金については、合併特例債を原資とする積立を見込まないものとして推計します。ただし毎年の財政状況を勘案しつつ、合併後の市町村振興のための基金への積立を考慮していくものとします。

( 6 ) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画事業に基づく主な事業費及びその他の経常的な事業費を見込み推計しています。

## 【歳入】

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	8,091	8,450	8,765	8,826	8,781	8,819	8,842	8,759	8,826	8,849	8,837
地方譲与税	758	762	766	770	774	778	783	787	792	796	801
交付金	1,468	1,347	1,228	1,238	1,247	1,257	1,267	1,277	1,288	1,298	1,309
地方交付税	5,656	6,324	6,482	6,338	6,229	6,277	6,097	6,165	6,121	6,049	6,062
分担金・負担金	348	306	306	306	306	306	306	306	306	306	306
使用料・手数料	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269
国庫支出金	1,996	2,825	2,322	2,117	2,231	2,000	1,953	1,915	1,793	1,740	1,732
県支出金	881	1,249	1,110	1,066	936	943	969	995	1020	1040	1061
財産収入	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
繰入金	1,623	976	978	459	517	303	207	46	38	0	0
繰越金	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579
地方債	1,980	2,624	1,857	2,157	1,866	2,414	1,260	1,730	802	1,330	1,308
合計	23,972	25,734	24,685	24,148	23,758	23,968	22,555	22,851	21,857	22,279	22,287

## 【歳出】

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	5,292	5,205	5,112	4,968	4,937	4,905	4,873	4,840	4,808	4,775	4,742
物件費	3,941	3,771	3,577	3,457	3,262	3,217	3,173	3,128	3,083	3,038	2,994
維持補修費	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
扶助費	2,505	2,798	2,820	2,843	2,866	2,889	2,912	2,936	2,960	2,984	3,009
補助費等	4,130	4,408	4,145	4,058	3,986	3,905	3,831	3,754	3,742	3,689	3,623
公債費	2,164	2,221	2,384	2,539	2,524	2,738	2,813	2,789	2,945	2,885	2,760
積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	360
投資・出資・貸付金	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
繰出金	2,707	2,688	2,751	2,790	2,831	2,832	2,845	2,862	2,902	2,914	2,916
普通建設事業費	2,985	4,395	3,648	3,245	3,104	3,234	1,860	2,294	1,169	1,670	1,635
合計	23,972	25,734	24,685	24,148	23,758	23,968	22,555	22,851	21,857	22,279	22,287

報告第 1 1 号

住民説明会の開催について

平成 1 7 年 3 月 1 9 日に、合併に関する住民説明会を別紙のとおり開催する。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

## 住民説明会の開催について

### 1. 目的

合併に関する協議が進行している中、これまでの協議会での経過や合併までの予定、合併後のまちづくり等を説明し、合併に対する理解を深めてもらうと共に、住民の意見等を集約し、合併までの具体的事務事業調整の参考にすることを目的とします。

### 2. 実施主体

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

### 3. 期日及び会場

平成17年3月19日(土)

	笠間市	友部町	岩間町
午前			10時～ (岩間町役場)
午後	2時～ (市民体育館) 6時～ (中央公民館) (会場が変わります。)	2時～ (友部二小体育館) 5時～ (友部二小体育館)	1時30分～ (岩間町役場)

### 4. 内容

(1) 市長(町長)あいさつ

(2) 説明事項

合併協議の経過及び合併までの予定について

合併協定項目の審議状況について

新市建設計画(新市まちづくり計画)(案)について

(3) 質疑・応答

### 5. 住民への周知方法

合併協議会だより

” ホームページ

” 新聞折込チラシ

各市町議会議員への案内

” 区長への案内

” ホームページ

” 防災無線

### 6. 当日配布資料

合併協議の経過等資料

合併協定項目の審議状況資料

新市建設計画概要資料

報告第12号

合併の期日について

合併の期日について，正副会長で協議したので，別紙のとおり報告する。

平成17年3月12日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会長 磯 良 史

## 合併期日に関する協議書

合併の期日は、平成17年2月23日に行われた第1回笠間市・友部町・岩間町合併協議会において、平成18年3月31日の間で、正副会長が別に協議し、定めることが確認されたことを受け、下記のとおり協議したので、協議書を取り交わす。

### 記

#### 1. 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月19日とする。

上記協議の証として、本書3通を作成し、各1通を所持する。

平成17年3月9日

茨城県笠間市石井717番地

会 長（笠間市長） 磯 良 史 ⑩

茨城県西茨城郡友部町中央三丁目2番1号

副会長（友部町長） 川 上 好 孝 ⑩

茨城県西茨城郡岩間町大字下郷5140番地

副会長（岩間町長） 仲 田 昭 一 ⑩